

官報

号外

昭和二十六年十一月十五日

○第十二回 衆議院會議録第十六号

昭和二十六年十一月十五日(木曜日)

議事日程 第十五号

午後一時開議

第一 本年度の台風災害対策に関する決議案(上林山榮吉君外三十名提出)

第二 輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

第五 会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

●本日の會議に付した事件

日程第二 輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

閣提出)

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

日程第四 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律案(内閣提出)

日程第五 会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日、米、加漁業協定に関する緊急質問(佐竹新市君提出)

午後三時十一分開議

○議長(林謙治君) これより會議を開きます。

○福永健司君 日程第一は延期されんことを望みます。

○議長(林謙治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(林謙治君) 御異議なしと認めます。よつて日程第一は延期するに決しました。

第二 輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(林謙治君) 日程第二、輸出信用保険法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。通商産業委員長小金義昭君。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案

輸出信用保険法の一部を改正する法律

輸出信用保険法(昭和二十五年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第一條中「政府が再保險を行ふことにより、」を削る。

第二條の見出しを(甲種保險)に改め、同條第二項を削り、第三項を第二項とし、以下順次一項ずつ繰り上げる。

第三條の前の見出しを削り、同條中「輸出信用保險」を「政府が再保險を引き受ける輸出信用保險」に改め、「損害保險」の下に「(以下「甲種保險」といふ。)を加える。

第四條第一項中「輸出信用保險」を「甲種保險」に、同條第二項中「輸出信用保險契約」を「甲種保險」に、「その契約」を「保險契約」に、同條第三項中「輸出信用保險契約」を「保險契約」に改める。

第五條中「輸出信用保險」を「甲種保險」に改め、同條の次に次の五條を加える。

(乙種保險)

第五條の二 政府は、輸出者が、輸出契約に基いて政令で定める貨物を輸出した場合において、左の各号の一に該当する事由によつて当該輸出貨物の代金を回收することができないことにより受ける損失(輸出貨物について生じた損失を除く。)を、てん補する輸出信用保險(以下「乙種保險」といふ。)を引き受けることができる。

一 外国において実施される為替取引の制限又は禁止

二 仕向国における戦争、革命又は内乱

三 前二号に掲げるものの外、本邦外において生じた事由であつて、輸出契約の当事者の責に帰することができないもの

四 輸出契約の相手方の破産

五 輸出契約の相手方の六箇月以上の債務の履行遅滞(輸出者の責に帰することができないものに限る。)

2 政府は、保險契約の申込を承諾したときは、保險証券を作成し、保險契約者に交付する。

3 政府は、一會計年度内に引き受ける乙種保險の保險金額の總額が国会の議決を経た金額をこえない範圍内において、乙種保險を引き受けるものとする。

第五條の三 乙種保險においては、輸出契約に基く輸出貨物の代金(二以上の時期に分割して代金の決済を受けるべきときは、一の時期において決済を受けるべき当該代金の部分。以下同じ。)の額を保險価額とする。

2 乙種保險の保險金額が保險価額に百分の八十の範圍内において政令で定める割合を乗じて得た金額をこえるときは、そのこえる部分については、保險契約は、無効とする。

第五條の四 乙種保險において政府

が、心補すべき額は、保険価額のうち第五條の二第二項各号の一に該当する事由により輸出者が決済期(同項第五号に該当する事由によるときは、決済期後六箇月を経過した時。以下同じ。)までに回収することができない代金の額から左の各号に掲げる金額を控除した残額に、保険金額の保険価額に対する割合を乗じて得た金額とする。

一 当該事由の発生により支出を要しなくなつた金額
二 決済期後に回収した金額
第五條の五 政府は、乙種保険の保険契約者、被保険者又は保険金を受け取るべき者が保険契約の條項に違反したときは、保険金の全部若しくは一部を支拂わず、又は保険金の全部若しくは一部を返還させることができる。

(保険料率)
第五條の六 甲種保険の再保険及び乙種保険の保険料率は、政府の支拂う保険金及びこの法律の施行に伴い必要となる政府の事務取扱費を償ふように、政令で定める。

第六條第一項中「保険会社は、再保険契約に基いて」を「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者は」に、「第二條第四項」を「第二條第三項又は第五條の五」に、同條第三項中「保険会社」を

「保険会社又は乙種保険の被保険者若しくは保険金を受け取るべき者」に改める。

附則

この法律は、昭和二十六年十二月一日から施行する。

輸出信用保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

〔小金義昭君登壇〕

○小金義昭君 輸出信用保険法の一部を改正する法律案について、通商産業委員会における審議の経過並びに結果を概要報告申し上げます。

わが国経済の自立を達成するために、輸出貿易の飛躍的發展を実現することがその基本的要件でありまして、政府におきましては、輸出貿易振興方策の一環として、最近におきまます東南アジア地域、南米諸国等の経済開發の進展に即応し、これらの地域に機械設備等の資本財の輸出の促進をはかるために、さきに日本輸出銀行を設け、長期輸出資金融通の円滑化を期する等の金融的措置は講ぜられて参つたのでありますが、しかしながら現況におきまして、東南アジア並びに南米諸国等に対する資本財輸出の実効を一層強化せねばならぬ実情と相なりましたので、このたび現行輸出信用保険制度を拡充強化いたしまして、資本財輸出取引における信用危険を担保す

る保険制度を確立することを主眼として、本改正案が提出されたのであります。

次に、本改正案の趣旨並びに改正の要点を申し上げます。現行輸出信用保険法は昭和二十五年三月三十一日より施行せられ、同年六月より輸出信用保険の引受を行い、最近の緊迫した国際情勢のもとにおいて、輸出取引に伴う為替制限、戦争等の非常危険に基く不測の損失を救済して、輸出振興上少からざる効果を収めて参つたのであります。しかし、先ほど申し述べました資本財の輸出については、輸出貨物引渡後、長期にわたる代金の全部または一部の支拂いの延期される特殊決済方式がとられるのが通例となり、また買手側に資金が乏しく、その上売込みに

ついては各団間に激甚な競争が行われているのが現在の状況でございます。すなわち、かくのごとき特殊決済方式によつて買手側に長期の信用を供與しなれば、東南アジア、また南米諸島等に対するブランド輸出の促進はとうてい実効を期しがたいというのが現状でございます。このように、資本財の輸出後、その代金回収までに、買手の破産、支拂い義務遲滞のごとき信用危険を保障制度によつて救済しようとするのが本改正案の趣旨でありまして、すなわち現行法におきまます再保険方式を甲種保険制度といたし、新たに買手側の信用調査、保険引受の可否

の審査等を政府が直接責任をもつて行う乙種保険制度を制定し、保険契約締結、損失査定等、一連の保険業務すべてが政府が直接取扱うこととしたのであります。以上が本改正案の要点でございます。

本改正案は、去る七日、当委員会に付託せられ、政府当局から、九日提案理由を、また十二日逐條説明をそれぞれ聴取し、十三日質疑に入りましてところ、自由党の小川平二君、国民民主党の高橋清治郎君、日本社会党の加藤謙造君及び日本共産党の風早八十二君と政府当局との間に熱心な質疑応答が行われましたが、これの詳細は會議録に譲ることいたします。

越えて昨日十四日討論に付しましたところ、自由党を代表して小川平二君、国民民主党を代表して高橋清治郎君、日本社会党を代表して今澄勇君がそれぞれ賛成の意見を述べられ、また日本共産党を代表して高田富之君から反対の意見が陳陳せられました。

討論が終結いたしましたから採決をいたしましたところ、多数をもつて可決いたしました次第でございます。

以上御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義昭君) 採決いたしました。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(林義昭君) 起立多数。よつて

本案は委員長報告の通り可決いたしました。

第三 外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農業共済再保険特別會計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出)

第五 会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(林義昭君) 日程第三、外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案、日程第四、農業共済再保険特別會計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案、日程第五、会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員会理事奥村又十郎君。

外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律案
外国為替資金特別會計法の一部を改正する法律

外国為替資金特別會計法(昭和二十六年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。
第六條に次の一項を加える。
2 日本銀行は、外国為替管理委員

会の指示するところに従い、前項の規定により外国為替管理委員会から取扱を委任された事務の一部を外国為替銀行に取り扱わせることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律

政府は、昭和二十五年に於ける乳牛の結核病、牛の流行性感冒及び馬の伝染性貧血の異常発生に伴う農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）に基く家畜再保険金の支拂の財源に充てるため、昭和二十六年に於いて、一般会計から、二億一千三百四十万三千円を限り、農業共済再保険特別会計家畜勘定に繰り入れることができる。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案外二件

農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律

会社利益配当等臨時措置法（昭和二十二年法律第九十号）は、廃止する。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三條によりここに送付する。

昭和二十六年十一月十二日

衆議院議長 佐藤 尚武

衆議院議長 林譲治殿

会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案（内閣提出、参議院送付）に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔奥村又十郎君登壇〕

○奥村又十郎君 ただいま議題となりました外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案外二法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず外国為替資金特別会計法の一部を改正する法律案について申し上げます。

現在外貨資金の運営につきまして、外国為替管理委員会が一元的にこれに當つてゐるのであります。外国為替銀行は外国に自己名義の外貨資金を保有して輸出入取引を行うことはできないのであります。このような機構のもとにおきましては、外国為替銀行に對し、外国為替管理委員会にかわつて同委員会の勘定に外貨資金を預入し、または同勘定からの支拂いのさしづをするなどの権能を賦與すること

が、事務の円滑な運営をはかる上において必要になつて参るのであります。外貨資金の管理権が日本政府に委譲されて以来、実際の取扱ひにおきましては、日本銀行から外国為替銀行に再委任してゐるのであります。現行の外国為替資金特別会計法におきましては、外国為替管理委員会の業務の委任は日本銀行に對してなし得る規定があるにとどまりますので、この際日本銀行がその委任された事務の一部を外国為替銀行に再委任し得る旨を明定

して、もつて外国為替資金の円滑な運営に資することとしようとするものであります。

本案につきましては、数回にわたり審議を重ねました後、昨十四日、討論を省略して採決いたしましたところ、起立多数をもつて原案の通り可決いたしました。（拍手）

次に、農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支拂財源に充てるための一般会計からする繰入金に関する法律案について申し上げます。

本法律案提出の趣旨は、昭和二十五年に於いて、農業災害補償法に基く家畜共済の対象となつてゐる牛及び馬について、乳牛の結核病及び牛の流行性感冒並びに馬の伝染性貧血が異常に発生し、これが支拂財源といたしまして二億一千三百四十万二千九百円の不足を生じましたが、この不足金は保険料率の改訂によつて收支の均衡をはかるべき性質のものではないのであります。農業災害補償制度の趣旨にかんがみ、これを一般会計からの繰入金をもつて補填いたそうとするものであります。

本案につきましては、数日にわたつて慎重審議の結果、昨十四日、討論を省略の上採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。（拍手）

最後に、会社利益配当等臨時措置法を廃止する法律案について申し上げます。

会社利益配当等臨時措置法は、終戦後わが国の経済が不安定で、企業經理の内容もきわめて弱体であつた時期において、利益配当を規制し、会社經理の健全化をはかることを目的としたものであります。その後わが国の経済は漸次安定を回復し、企業經理の内容も充実して参りました。また配当規制に関するこの法律の趣旨は、先般施行されました改正商法によつて、おおむね取入れられておるのであります。今同本法律案を提出いたし、これを廃止しようとするものであります。

本案につきましては、審議の結果、去る十三日、討論を省略の上採決いたしましたところ、起立総員をもつて原案の通り可決すべきものと決しました。以上御報告申し上げます。（拍手）

○議長（林譲治君）

まず日程第三につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（林譲治君） 起立多数。よつて本案は委員長長の報告の通り可決いたしました。（拍手）

次に日程第四及び第五の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

二七四

○議長(林正治君) 御異議なしと認めます。よつて両案は委員長報告の通り可決いたしました。

昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案(内閣提出)

一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案
昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律
国家公務員に対する年末手当の支給に関する法律(昭和二十五年法律第二百六十六号)第一條に規定する職員に対する年末手当の額は、昭和二十六年に限り、同法第二條第一項の規定にかかわらず、同項に規定する職員の給与月額に、その者のその年中における同項に規定する在職期間に於て、左の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

一 在職期間が六月以上の場合
百分の八十
二 在職期間が三月以上六月未満の場合
百分の四十八
三 在職期間が三月未満の場合
百分の二十四

○議長(林正治君) 福永君の動議に御異議ありませんか。
〔異議なしと認める者あり〕
○議長(林正治君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

この法律は、公布の日から施行する。

昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案(内閣提出)に関する報告書(最終号の附録に掲載)

昭和二十六年における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案、一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長報告を求めます。人事委員会理事田中重彌君。

(昭和二十五年法律第九十五号)の一

部を次のように改正する。

第一條第一項を次のように改める。

この法律は、別に法律で定めるものを除き、国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)第二條に規定する一般職に属する職員(以下「職員」という。)の給与及び勤務時間に関する事項を定めることを目的とする。

第六條第二項第二号中「船員級別俸給表(別表第四)」を「船員級別俸給表(別表第四)を、企業官庁職員級別俸給表(別表第五)」に改め、同條に次の一項を加える。

5 企業官庁職員級別俸給表は、左の各号に掲げる職員(守衛、給仕、小使及び雑役に従事する者並びに人事院規則で指定する者を除く。)に適用する。

一 造幣工場の工場に勤務する職員
二 印刷所の工場に勤務する職員
三 営林局に附属する工場又は営林署に勤務する職員
四 通商産業局のアルコール製造工場に勤務する職員
五 地方貯金局、地方簡易保険局又は郵便局に勤務する職員

六 地方電気通信局建設部若しくは地方電気通信部の建設工事を所管する課、地方電気通信管理所、地方電気通信取扱局又は電気通信省施設局資材部出張所に勤務する職員

第八條第四項中「三百円」を「四百円」に、「六百円」を「千円」に改め、同條第六項中「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十五年法律第二百九十九号)附則別表第一」を「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律(昭和二十六年法律第百九十二号)附則別表第二」に改める。

第十二條第三項中「別に法律で定める」を「別表第六に掲げるところによる」に改め、同項の次に次の一項を加える。

4 特定の地域に所在する官署に勤務する職員の勤務地手当の算出の基礎となる第二項各号の支給地域の区分については、当該地域に近接する地域における生計費の重要な要素となつてゐる物資に関する事情及び当該官署の位置等を勘案して前項の規定によることが著しく不適当であると認められるときは、同項の規定にかかわらず、予算の範囲内で、人事院規則で特例を設けることができる。

第二十二條第一項中「千八百五十円」を「二千二百円」に改める。
第二十三條を次のように改める。

(休職者の給与)
第二十三條 職員が公務上負傷し、又は疾病にかかり国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九條第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九條に基く人事院規則で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

6 国家公務員法第八十條第四項の規定の適用については、この法律は、同項に規定する給與準則とみなす。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が二年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

3 職員が前二項以外の心身の故障により国家公務員法第七十九條第一号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満一年に達するまでは、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の八十を支給することができる。

4 職員が国家公務員法第七十九條第二号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の六十以内を支給することができる。

5 職員が国家公務員法第七十九條に基く人事院規則で定める場合の一に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに俸給、扶養手当及び勤務地手当のそれぞれ百分の七十以内を支給することができる。

6 国家公務員法第八十條第四項の規定の適用については、この法律は、同項に規定する給與準則とみなす。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第一から別表第四までを次のように改める。

別表第二 稅務職員及び經濟調査官級別俸給表

職務の級	給	月	額
一 級	一七、二〇〇	一七、八〇〇	一八、四〇〇
二 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
三 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
四 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
五 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
六 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
七 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
八 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
九 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
十 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
十一 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
十二 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
十三 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇
十四 級	一七、二〇〇	一七、二〇〇	一七、二〇〇

二七五

二七六

船員級別係給表	職務の級		給		月	額
	級	級	一 号 俸	二 号 俸		
一	級	級	五、〇五〇 円	五、二〇〇 円		
二	級	級	六、〇〇〇 円	六、三〇〇 円		
三	級	級	七、三〇〇 円	七、五五〇 円		
四	級	級	八、六〇〇 円	八、九〇〇 円		
五	級	級	一〇、六五〇 円	一、〇〇〇 円		
六	級	級	一二、六〇〇 円	一、三〇〇 円		
七	級	級	一四、六〇〇 円	一、四〇〇 円		
八	級	級	一六、六〇〇 円	一、五〇〇 円		
九	級	級	一八、六〇〇 円	一、六〇〇 円		
十	級	級	二〇、六〇〇 円	一、七〇〇 円		
十一	級	級	二二、六〇〇 円	一、八〇〇 円		
十二	級	級	二四、六〇〇 円	一、九〇〇 円		
十三	級	級	二六、六〇〇 円	二、〇〇〇 円		

別表第四 船員級別俸給表

[illegible]

別表第五 企業官庁職員級別俸給表

[illegible]

1000
1. 011

都道府県

二七七

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特別二割増し

報 (号 外)

8

宮城縣	一級地	一關市
仙臺市	塩釜市	石巻市
宮城郡	多賀城村	本吉郡
桃生郡	気仙沼町	矢本町
秋田縣	一級地	
秋田市	能代市	
山形縣	一級地	
山形市	米沢市	鶴岡市
酒田市	新庄市	
福島縣	一級地	
福島市	郡山市	若松市
平市	白河市	石城郡
小名浜町	内郷町	湯本町
好間村	勿来町	植田町
江名町	須賀川町	
茨城縣	二級地	
水戸市	土浦市	
日立市	古河市	多賀郡
那珂郡	高萩町	磯原町
真壁郡	勝田町	下館町

栃木縣	二級地	一級地	群馬縣	二級地	一級地	埼玉縣	三級地
結城郡	新治郡	稻敷郡	行方郡	北相馬郡	西茨城郡	宇都宮市	足利市
水海道町	石岡町	龍ヶ崎町	阿見町	潮来町	取手町	笠間町	
栃木市	佐野市	鹿沼市	上都賀郡	下都賀郡	塩谷郡	足利郡	前橋市
日光町	今市町	小山町	藤原町	塩原町	山辺町	三重村	
桐生市	高崎市		太田市	伊勢崎市	邑楽郡	群馬郡	北群馬郡
吾妻郡	碓氷郡	利根郡	沼田町	水上町	白井町	草津町	伊香保町
館林町	倉賀野町	澁川町					
浦和市	川口市	大宮市					

二七八

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

二級地		一級地	
北足立郡 藏町 鳩ヶ谷町	北足立郡 戸田町 朝霞町 大和町 草加町 志木町 大和田町 片山村 谷塚町 豊岡町 入間川町	川越市 秩父市 北埼玉郡 加須町 不動岡町 羽生町 越ヶ谷町 大沢町 春日部町 岩槻町 久喜町 入間市 潮止村 鴻巣町 上尾町 桶川町 吹上町 土台村 美幌村 飯能町 福岡町 金子町	入間郡

千葉県		一級地	
秩父郡 皆野町 小籠野町 野上町 松山町 幸手町 栗橋町 杉戸町 彦成村 早稲田村 東和村 深谷町 妻沼町 寄居町 本庄町	北葛飾郡 比企郡 大里郡 児玉郡 市川市 千葉市 松戸市 船橋市	二級地 銚子市 印旛郡 東葛飾郡 成田町 浦安町 行徳町 南行徳町 柏町 小金町 津田沼町 二宮町 幕張町 生浜町	千葉郡 館山市 本更津市 野田市 佐原市 夷岡郡 千葉郡 東葛飾郡

昭和二十六年十一月二十五日 議院會議第十六号 昭和二十六年年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

東京府		五級地	
四級地	北多摩郡	印旛郡	八街町
	田無町	千代田町	
	小金井町	堀川町	
		佐倉町	
		根郷村字六崎	
		旭町	
		八幡町	
		東金町	
		片貝町	
		茂原町	
		長生郡	
		千代田区	
		中央区	
		港区	
		新宿区	
		文京区	
		台東区	
		墨田区	
		江東区	
		品川区	
		目黒区	
		大田区	
		世田谷区	
		渋谷区	
		中野区	
		杉並区	
		豊島区	
		北区	
		荒川区	
		板橋区	
		練馬区	
		足立区	
		葛飾区	
		江戸川区	
		武蔵野市	
		三鷹市	
		北多摩郡	
		田無町	
		小金井町	
三級地		二級地	
八王子市	立川市	南多摩郡	堺村
青鞿市	南多摩郡	西多摩郡	横山村
浅川町	町田町	瑞穂町	鶴川村
日野町	稲城村	由井村	多摩川村
西府村	久留米村	西多摩郡	東秋留村
多摩村	府中町	西多摩郡	西秋留村
昭和中町	砂川村	多摩村	多西村
調布町	調布町	昭和中町	平井村
国立町	国立町	調布町	
国分寺町	小平町	昭和中町	
保谷町	保谷町	昭和中町	
東村山町	東村山町	昭和中町	
村山村	大和村	昭和中町	
拜島村	神代村	昭和中町	
狛江村	狛江村	昭和中町	
福生町	福生町	昭和中町	
五日市町	五日市町	昭和中町	

昭和二十六年十一月十五日 決議院會議第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に關する法律案外一件

一級地		二級地		三級地		四級地		五級地		神奈川県
大島支庁管内 増戸村 波津港村 若木地村 泉津村 岡田村 元村 野崎村 利島村 若郷村 木村 神津島村 三宅村 三宅支庁管内 阿古村 御蔵島村 栗立村 末吉村 三根村 大賀郷村 中之郷村 島打村 宇津木村 常々島村 大久野村 戸倉村 小宮村 檜原村 小倉木村 成木村 吉野村 三田村 古里村 氷川町 小河内村 元八王子村 恩方村 川口村 加佳村 南多摩郡		愛甲郡 足柄下郡 厚木町 南毛利町 岡府津町 酒匂町		横須賀市のうち長井及び北下浦 平塚市 小田原市 茅ヶ崎市 足柄下郡 湯本町 芦之湯村 仙石原村 宮城野村 温泉村 元宿根村 宿根町 湯河原町 大磯町 相模原市のうち大字橋本、小山、上矢部、矢部新田、淵野辺、上瀬、南兵衛新田及び上鶴間		横浜市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 川崎市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 横須賀市のうち三級地に含まれる地域以外の地域 藤沢市 三浦郡 葉山町 逗子町		横浜市のうち昭和十四年三月三十一日における横浜市の区域 横浜市のうち戸塚町の一の区、二の区、三の区、一丁目、二丁目及び三丁目、吉田町吉田並びに矢部町後矢部 川崎市のうち昭和二年四月一日に田島町を編入したときの川崎市の区域並びに旧中原町、旧日吉町及び旧高津町の区域		七生村 由木村 南村 忠生村 多摩村

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

一級地		二級地	
中郡	前羽村 秦野町 南秦野町 東秦野村 大根村 二宮町 園府村 三崎町	新潟県	新潟市 長岡市 三條市 柏崎市 高田市 新発田市 新潟市 西頸城郡 中頸城郡 糸魚川町 青海町 直江津町
三浦郡	三浦町	富山県	富山市 高岡市 新湊市 氷見郡 射水郡 氷見町 牧野村
高座郡	相模原町のうち三級地に含まれる地域以外の地域 座間町 海老名町 大和町	石川県	七尾市 小松市 石川郡 鳳至郡 江沼郡 松任町 押野村 野々市町 輪島町 大塚寺町 山中町 山代町 片山津町 動橋町
足柄上郡	松田町 山北町 南足柄町 吉田島村 曾我村 金山村 相和村 岡本村 酒田村 福沢村 中井村 真鶴町 吉浜町 片浦村 岩村 福浦村 下曾我村 豊川村 上府中村 下中村 中野町 興和町 川尻村 寒川町 綾瀬町	福井県	福井市 二級地

二八三

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年俸手当の額の特例に関する法律案外一件

愛知県		五級地	四級地	三級地	二級地
蒲原町 富士川町 由比町 袖師町 有度村 新居町 舞坂町 青島町 藤枝町 掛川町		名古屋市のうち四級地に含まれる地域以外の地域	名古屋市のうち八田本町及び花池町以外の荒子川から西であつて日本橋有鉄道西線の線路から南の地域 港区のうち大江町、昭和町、船見町及び潮見町以外の荒子川から西の地域 南区のうち板本町、霞町、板台町、元板田町、迎山町、春日野町、扇田町及び若草町以外の東六号道路から東南五〇メートル以遠の地域 瑞穂区のうち弥富通と田辺通とを結ぶ線から東南五〇メートル以遠の地域 昭和区のうち川原通と横浜通とを結ぶ線から東の地域	一宮市 瀬戸市 西春日井郡 愛知郡 東春日井郡 中島郡 水野村 稲沢町	岡崎市 豊橋市 津島市 春日井市 半田市 刈谷市 碧南市

三重県		一級地	二級地
中島郡 起町 奥町 今伊勢町 大和町字馬引 天白村 新川町 津洲町 大府町 常滑町 蒲郡町 三谷町		豊川市 翠母市 中島郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 西春日井郡のうち五級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 丹羽郡 栗東郡 東春日井郡のうち三級地及び二級地に含まれる地域以外の地域 碧海郡 安城町 高浜町 知立町 矢作町 岩津町 西尾町 額田郡 幡豆郡 海部郡 南設楽郡 知多郡 新坂町 大高町 上野町 武豊町 横須賀町 大野町 有松町 御津町 小坂井町 田原町	津市 深美郡 宝飯郡

二八五

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年十一月三十一日における国家公務員に対する年末手当の額の特別に関する法律案外一件

二八六

一級地		二級地	
京都市のうち五級地、四級地及び二級地に含まれる地域以外の地域		伏見区のうち昭和二十五年十一月三十一日における久我村及び羽束師村の区域	
福知山市のうち三級地に含まれる地域以外の地域		舞鶴市のうち三級地に含まれる地域以外の地域	
久世郡		淀町	
乙訓郡		御牧村	
綴喜郡		長岡町	
相楽郡		久世村	
南桑田郡		田辺町	
船井郡		八幡町	
興譲郡		井手町	
中郡		木津町	
乙訓郡		亀岡町	
久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域		相楽郡	
相楽郡		加茂町	
久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域		精華村	
相楽郡		上狛町	
久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域		高麗村	
相楽郡		富田町	
久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域		富田町	
相楽郡		久美浜町	
久世郡のうち淀町及び御牧村以外の地域		久美浜町	

大阪府

五級地

大阪府

堺市

布施市

豊中市

池田市

吹田市

守口市

岸和田市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域

泉大津市

貝塚市のうち阪和線の線路から西及び東南二キロメートル以内の地域

八尾市

泉佐野市

泉北郡

中河内郡

豊能郡

高槻市

枚方市

茨木市

豊能郡

泉北郡

北河内郡

岸和田市のうち五級地に含まれる地域以外の地域

貝塚市のうち五級地に含まれる地域以外の地域

富田林市

南河内郡

長野町

古市町

藤井寺町

日置莊村

登美丘町

道明寺町

国分町

志紀村

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 昭和二十六年十一月十五日	
中河内郡 高鷺村 柏原町 松原町 牧岡町 細手町 石切町 石津町 矢田村 玉川町 瓜破村 天美町 布忍村 長吉村 三宅村 恵我村 寝屋川町 住道町 門真町 庭窪町 入坂町 信太村 取石村 福泉町 田尻村 箕面町のうち四級地に含まれる地域以外の地域 三島郡 三島町 味舌町 三島郡のうち富田町、味舌町、石河村、見山村及び清溪村以外の地域 北河内郡のうち茨田町、寝屋川町、住道町、門真町及び庭窪町以外の地域 中河内郡 英田村 孔寄衛村 三野郷村 若江村 高安村 南高安村 曙川村	二級地
南河内郡 狭山町 三日月村 黒山村 駒ヶ谷村 南八下村 北八下村 西浦村 平尾村 丹南村 丹比村 埴生村 久世村 東駒器村 北松尾村 南池田村 上神谷村 西駒器村 美木多村 泉南郡のうち田尻村以外の地域 豊能郡のうち箕面町及び庄内町以外の地域 三島郡 石河村 見山村 清溪村 石川村 磯長村 山田村 白木村 中村 赤阪村 千早村 東條村 加賀田村 天見村 河内村 高向村 川上村 横山村 北池田村 泉北郡	一級地

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

兵庫県		兵庫県	
五級地	四級地	三級地	二級地
神戸市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 尼ヶ崎市 西宮市のうち昭和二十六年三月三十一日における西宮市及び鳴尾村の区域 芦屋市 伊丹市	神戸市 川辺郡 武庫郡 垂水区のうち旧垂水町の区域以外の地域 宝塚町 良元村	西宮市のうち五級地に含まれる地域以外の地域 明石市 姫路市 加古川市 洲本市 相生市 川辺郡 加古郡 川西市 長尾村 高砂町 荒井村	龍野市 美盛郡 多紀郡 有馬郡 三木町 篠山町 岡野村 城北村 城南村 八上村 三田町 三輪町 道場村 大沢村 八多村 西脇町 赤穂郡
一級地			
豊岡市 多紀郡 有馬郡 揖保郡	味間村 日置村大字八上新 広野村 藍村 本庄村 長尾村 新宮町 御津町 太市村 龍田村 太子町 揖保川町 重春村 中町 日野村 黒田庄村 比延庄村 別府町 阿南村 八幡村 天満村 加古新村 母里村 美加郡 川辺郡 赤穂郡 宍粟郡 山崎町 上郡町 有年村 坂越町 北條町 八鹿町 大蔵村 和田山町 竹田町	神崎郡のうち長谷村、大山村及び越知谷村以外の地域 美加郡 川辺郡 赤穂郡 宍粟郡 山崎町 上郡町 有年村 坂越町 北條町 八鹿町 大蔵村 和田山町 竹田町	朝来郡 加西郡 養父郡 朝来郡

昭和二十六年十一月十五日

衆議院会議録第十六号

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

二八九

奈良県		
一級地	二級地	三級地
宇陀郡 生駒郡のうち郡山町及び生駒町以外の地域	南葛城郡 宇陀郡 磯城郡 山辺郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡 高市郡 今井町 丹波市町 桜井町 田原本町 大宇陀町 御所町	奈良市 大和高田市 生駒郡 郡山町 生駒町 王寺町 八木町 今井町 丹波市町 桜井町 田原本町 大宇陀町 御所町
和歌山県		
一級地	二級地	三級地
日高郡 海草郡 西牟婁郡 加太町 西脇町 一津町 御坊町 印南町 南部町 由良町	那賀郡 高野町 岩出町 串本町 橋本町 高野町 岩出町 串本町	和歌山市 新宮市 海南市 田辺市 伊都郡 橋本町 高野町 岩出町 串本町
奈良県		
一級地	二級地	三級地
宇陀郡 生駒郡のうち郡山町及び生駒町以外の地域	南葛城郡 宇陀郡 磯城郡 山辺郡 磯城郡 高市郡 北葛城郡 高市郡 今井町 丹波市町 桜井町 田原本町 大宇陀町 御所町	奈良市 大和高田市 生駒郡 郡山町 生駒町 王寺町 八木町 今井町 丹波市町 桜井町 田原本町 大宇陀町 御所町
和歌山県		
一級地	二級地	三級地
日高郡 海草郡 西牟婁郡 加太町 西脇町 一津町 御坊町 印南町 南部町 由良町	那賀郡 高野町 岩出町 串本町 橋本町 高野町 岩出町 串本町	和歌山市 新宮市 海南市 田辺市 伊都郡 橋本町 高野町 岩出町 串本町

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

二九〇

岡山県		島根県	鳥取県	
二級地	三級地	一級地	一級地	
御津郡 倉敷市 玉野市	岡山市	那賀郡 美濃郡 浜田市 出雲市 松江市	鳥取市 米子市 東伯郡 西伯郡 気高郡 岩美郡	那賀郡 有田郡 西牟婁郡 東牟婁郡 伊都郡
牧石村大字宿		江津町 益田町	倉吉町 境町 大正村大字古海 宇倍野村大字奥谷	粉河町 名手町 東野上町 湯浅町 笑島町 広町 白浜町 潮岬村 日置町 勝浦町 那智町 古座町 西向町 高池町 太地町 下里町 九度山町 高野口町 妙寺町 笠田町

広島県			一級地
一級地	二級地	三級地	
津山市 児島市 小田郡 児島郡 上房郡 上道郡 浅口郡 阿哲郡 和気郡 赤磐郡 吉備郡	福山市 尾道市 安芸郡	広島市 呉市	笠岡町 琴浦町 福田町 高梁町 西大寺町 玉島町 連島町 新見町 上市町大字西方 三石町 備前町 瀬戸町 総社町
佐伯郡	三原市 安芸郡		江田島村のうち字小用、鷺部、本浦及び宮ノ原
府中町 坂町 船越町 江田島村のうち二級地に含まれる地域以外の地域 海田市町 倉橋島村 矢野町 大屋村 菅戸町 宮島町 井口村 大竹町 大野町 廿日市町 五日市町			

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

山口県							
五級地	三級地	二級地	一級地	愛媛県	香川県	徳島県	
下関市のうち昭和十二年十一月十四日における下関市の区域	宇部市 小野田市 下関市のうち五級地に含まれる地域以外の地域	山口市 徳山市 防府市 岩国市 厚狭郡 吉敷郡 都濃郡	下松市 萩市 光市 厚狭郡 玖珂郡 大津郡	松山市 新居浜市 今治市 八幡浜市 宇和島市 西條市 宇摩郡	一級地 丸亀市 坂出市 仲多度郡	一級地 徳島市 鳴門市 勝浦郡 三好郡 高松市	美禰郡 伊佐町 大嶺町 大田町 秋吉村 小串町 西市町 東岐波村 大内村 阿知須町 平生町 田布施町 久賀町 小松町
双三郡 十日市町 三次町 広谷村大字町 国府村大字府川		厚狭町 小郡町 富田町 福川町	船木町 柳井町 和木村 仙崎町 深川町	三島町 川之江町 松柏村	二級地 善通寺町 榎井村 琴平町 多度津町 観音寺町 伊吹村 土庄町 淵崎村 内海町	大島郡 熊毛郡 吉敷郡 豊浦郡 小松町	

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 昭和二十六年年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

高知県		福岡県	
二級地	高知市	五級地	四級地
幡多郡 中村町 宿毛町 清水町 須崎町 安芸町 室戸町 室戸岬町 後免町 大佐村 野田村 長岡村 大津村 伊野町 日章村 山田町 宇治村	高知市	福岡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 小倉市のうち四級地及び三級地に含まれる地域以外の地域 門司市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 八幡市のうち四級地に含まれる地域以外の地域 若松市 戸畑市	福岡市のうち下月隈、立花寺、金隈、上長尾、下長尾、喰原、柏原、堤、東油山、田島、片江、七隈、飯倉、庄、小田部、石丸、福重、橋本、戸切、下山門、拾六町、野方、今宿、今津及び能古 小倉市のうち馬島、馬島、昭和十七年五月十四日における曾根村の区域(湯川、葛原、下曾根、中曾根及び上曾根の区域を除く)並びに旧金教郡の志井、中島、小龍野、山路、昭和十六年三月三十一日における四谷村及び同日における中谷村の区域 門司市のうち柄杓田、伊川、猿喰、畑、吉志及び恒見 八幡市のうち永大丸、竹末、引野、下上津役、町上津役、小嶺、中河内及び戸下田 直方市 田川市
三級地		二級地	
飯塚市 遠賀郡 芦屋町 水巻町 中間町 香月町 稲築町 山田町 二瀬町 二瀬村 大隈町 磯井町 幸安町 那珂町 春日村 糸田町 金田町 川崎町 宮田町	嘉穂郡 嘉穂市 二瀬町 二瀬村 大隈町 磯井町 幸安町 那珂町 春日村 糸田町 金田町 川崎町 宮田町	久留米市 大牟田市 小倉市のうち昭和二十三年九月九日における旧金教郡東谷村の区域 嘉穂郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 遠賀郡 遠賀村 岡垣村 田川郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 鞍手郡のうち四級地に含まれる地域以外の地域 筑紫郡 二日市町 大野町のうち字牛頭以外の地域 宇美町 志免町 多々良村 香椎町 志賀島村 須恵村 和白村	糟屋郡 糟屋市 古賀町 篠栗町

	一級地	
仲原村 大川村 勢門村 新宮村 行橋町 刈田町 津屋崎町 福間町 東郷町 日佐村 前原町 周船寺村 元岡村 雷山村字篠原 田隈村	早良郡 築紫郡 糸島郡	京都郡 宗像郡
八屋町 椎田町 吉富町 築城村 入津田村 大川町 荒木町 安武村 大第寺町 城島町 柳川町 瀬高町 大和村 三橋村 太宰府町 水城村 筑紫村 大野町字牛頭 山家村 甘木町 北崎村 赤間町 吉武村	三潁郡 山門郡 筑紫郡	糸島郡 初介郡 糸島郡 宗像郡

長崎県		佐賀県			
一級地	二級地	一級地	二級地		
島原市 諫早市 大村市 西彼杵郡 茂木町	下県郡 厳原町	長崎市 佐世保市 西彼杵郡 香焼村 深堀村	杵島郡 武雄町 山代町 来有田町 有田町 伊万里町 鳥栖町 嬉野町 三養基郡 西松浦郡	佐賀市 唐津市	入女郡 福島町 羽犬塚町 黒木町 岡山村 久原村 山田村 仲津村 豊津村 泉村 犀川町 小波瀬村 今川村 今元村 延永村 入部村 吉井町 田主丸町 北野町

昭和二十六年十二月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における國家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外二件

二九四

熊本県			
三級地	二級地	一級地	
荒尾市	熊本市	八代市 人吉市 水俣市 鹿本郡 玉名郡	蚊焼村 伊王島村 高浜村 高島町 崎戸町 大島町 川棚町 福江町 奈良尾町 武生水町 勝本町 田河村 那賀村 小浜町 新御厨町 志佐町 調川町 今福町 江迎町 鹿町町 佐々町 世知原町 柚木村 平戸町 鶏知町 豆酸村 佐須奈村 仁田村
			上県郡 下県郡 北松浦郡 南高来郡

大分県			宮崎県		鹿児島県	
四級地	二級地	一級地	二級地	一級地	二級地	一級地
八代郡 宇土郡 別府市	大分市	中津市 日田市 臼杵市 佐伯市 津久見市 北海部郡 大分郡 速見郡 西国東郡	宮崎市 延岡市	都城市 日南市 日向市 小林市 児湯郡 西臼杵郡	鹿児島市	川内市 鹿屋市 串木野市 枕崎市 鹿兒島郡
郡築村 三角町		佐賀関町 鶴崎町 日出町 高田町		高鍋町 高千穂町		西桒島村 谷山町 吉田町 指宿町 山川町 西之表町
						熊毛郡

備考 本表に掲げる地域等の名称は、本表に別段の定めがない限り、昭和二十六年四月一日における名称とし、本表に定める地域は、それらの名称を有するものの同日における区域又は位置を用いて示された地域とし、その後におけるそれらの名称の変更又はそれらの名称を有するものの区域若しくは位置の変更によつて影響されないものとする。

1 この法律は、公布の日から施行し、第二十三條及び附則の改正規定以外の規定は、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 職員の昭和二十六年十月一日（以下「切替日」という。）における職務の級は、改正前の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正前の法」という。）の適用により切替日においてその者が属していた職務の級（切替日において企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつた職員については、改正前の法の適用により切替日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級）とし、その者の切替日における号俸は、改正前の法の適用により切替日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応する

附則

それぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴いて切替日において適用を受けることとなつた改正後の一般職の職員の給与に関する法律（以下「改正後の法」という。）の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

3 職員の昭和二十六年十月二日以後この法律施行の際までの期間内の日における職務の級（その者がこの法律の施行に伴いて当該期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者が同表の適用を受ける当該期間内の日における職務の級を除く。）は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた職務の級とする。

4 職員がこの法律の施行に伴い前項に規定する期間内の日のいずれかにおいて企業官庁職員級別俸給表の適用を受けることとなつたときは、その者の当該期間内の同表の適用を受ける日における職務の級は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が属していた改正前の法の別表第一から別表第四までに掲げるそれぞれの俸給表に定める職務の級に対応するこの法律の附則別表第一に掲げる企業官庁職員級別俸給表の職務の級とする。

5 職員の附則第三項に規定する期間内の日における号俸は、改正前の法の適用により当該期間内の日においてその者が受けていた俸給月額に対応するこの法律の附則別表第二に掲げる新俸給月額に対応する

表第二に掲げる新俸給月額に対応するそれぞれの俸給表（その者がこの法律の施行に伴いて当該期間内の日において適用を受けることとなつた改正後の法の別表第一から別表第五までに掲げる俸給表をいう。）に定める号俸とする。

6 附則第二項又は前項の規定により求められた職員の新俸給月額が、その者の属する職務の級における俸給の幅の中になくした場合においては、その額をもつてその職員の俸給月額とする。

7 切替日以後この法律施行の際までの期間内において改正前の法の規定に基づきされた職員の俸給に関する決定は、改正後の法の相当規定に基づいてされたものとみなす。

8 附則第二項から第五項までの規定の適用については、改正前の法の適用により職員が属し、又は受けていた職務の級、号俸及び俸給月額は、改正前の法及びこれに基づく人事院規則その他の規程に従つて定められたものでなければならぬ。

9 この法律施行前改正前の法及びこの法律による改正前の一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）附則第十項の規定に基づきすでに職員に支給された附則第七項に規定する期間に係る給与は、改正後の法の規定による給与の内拂とみなす。

10 改正後の法第二百三條の規定

は、この法律施行の際休職にされている職員のこの法律施行後の休職期間に係る給与についても、その休職の事由に応じ適用する。この場合において、同條第二項及び第三項中「その休職の期間」とあるのは、「一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十六年法律第 号）施行後のその休職の期間」と読み替えるものとする。

11 一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律（昭和二十五年法律第二百九十九号）の一部を次のように改正する。

附則第十項を削り、附則第十一项を附則第十項とし、附則第十二項を削り、附則第十三項を附則第十一項とする。

附則別表第一

企業官庁職員級別俸給表の適用を受ける者のための職務の級の切替表

改正前の法の適用により職員が属していた俸給表の職務の級の級									
一般俸給表の職務の級									
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
税務職員及び経済調査官級別俸給表の職務の級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
警察職員、海上保安庁職員（人事院規則で指定する者に限る）及び矯正保護職員級別俸給表の職務の級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
船員級別俸給表の職務の級									
二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級
企業官庁職員級別俸給表の職務の級									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
級	級	級	級	級	級	級	級	級	級

附則別表第二
俸給の新旧対照表

号俸	改正前の法の適用により切替日以後この法律施行の際までの期間内において受けていた俸給月額		新俸給月額
	一	二	
三〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、六〇〇
二九	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、七〇〇
二八	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、八〇〇
二七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、九〇〇
二六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇
二五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、一〇〇
二四	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、二〇〇
二三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、三〇〇
二二	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、四〇〇
二一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、五〇〇
二〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、六〇〇
一九	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、七〇〇
一八	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、八〇〇
一七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	四、九〇〇
一六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、〇〇〇
一五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、一〇〇
一四	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、二〇〇
一三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、三〇〇
一二	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、四〇〇
一一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、五〇〇
一〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、六〇〇
九	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、七〇〇
八	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、八〇〇
七	三、〇〇〇	三、〇〇〇	五、九〇〇
六	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、〇〇〇
五	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、一〇〇
四	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、二〇〇
三	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、三〇〇
二	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、四〇〇
一	三、〇〇〇	三、〇〇〇	六、五〇〇

三二	七、三〇〇	八、六〇〇
三一	七、五〇〇	八、九〇〇
三〇	七、八〇〇	九、二五〇
二九	八、一〇〇	九、六〇〇
二八	八、四〇〇	九、九五〇
二七	八、七〇〇	一〇、三〇〇
二六	九、〇〇〇	一〇、六五〇
二五	九、三〇〇	一一、〇〇〇
二四	九、六〇〇	一一、四〇〇
二三	九、九〇〇	一二、八〇〇
二二	一〇、二〇〇	一二、二〇〇
二一	一〇、五〇〇	一二、六〇〇
二〇	一〇、八〇〇	一三、〇〇〇
一九	一一、一〇〇	一三、五〇〇
一八	一一、四〇〇	一四、〇〇〇
一七	一一、七〇〇	一四、五〇〇
一六	一二、〇〇〇	一五、〇〇〇
一五	一二、三〇〇	一五、五〇〇
一四	一二、六〇〇	一六、〇〇〇
一三	一二、九〇〇	一六、六〇〇
一二	一三、二〇〇	一七、二〇〇
一一	一三、五〇〇	一七、八〇〇
一〇	一三、八〇〇	一八、四〇〇
九	一四、一〇〇	一九、〇〇〇
八	一四、四〇〇	一九、六〇〇
七	一四、七〇〇	二〇、二〇〇
六	一五、〇〇〇	二〇、八〇〇
五	一五、三〇〇	二一、四〇〇
四	一五、六〇〇	二二、〇〇〇
三	一五、九〇〇	二二、六〇〇
二	一六、二〇〇	二三、二〇〇
一	一六、五〇〇	二三、八〇〇

六九	二四、三〇〇	三二、五〇〇
七〇	二五、〇〇〇	三三、六〇〇
七一	二六、〇〇〇	三四、七〇〇
七二	二七、〇〇〇	三六、〇〇〇
七三	二八、〇〇〇	三七、三〇〇
七四	二九、〇〇〇	三八、六〇〇
七五	三〇、〇〇〇	三九、九〇〇
七六	三一、〇〇〇	四一、二〇〇
七七	三二、〇〇〇	四二、五〇〇
七八	三三、〇〇〇	四四、〇〇〇
七九	三四、〇〇〇	四五、五〇〇
八〇	三五、〇〇〇	四七、〇〇〇
八一	三六、〇〇〇	四八、五〇〇
八二	三七、〇〇〇	五〇、〇〇〇

一般職の職員の俸給に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔田中重彌君登壇〕

○田中重彌君 ただいま議題となりました一般職の職員の俸給に関する法律の一部を改正する法律案並びに昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特別に関する法律案につきまして、人事委員会における審議の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

〔議長退席、副議長着席〕

政府職員の現行給與は、本年一月から実施されたものであります。その後における経済事情の推移、ことに生計費の増高による職員の困難な生活事情にかんがみ、これを適正に改訂して、すみやかにその生活の安定確保をはかる必要がありまゝです。昭和二十六年八月二十日付で人事院が勧告いたしました給與計画を、生計費、民間賃

金その他諸般の事情を勘案し、財政の許す範囲内において尊重して、一般職の国家公務員の給與改善をはかり、また昭和二十六年度におきまゝする国家公務員に対する年末手当を増額しようとするのが、政府提案の理由であります。

次に、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案の要旨を簡単に御説明申し上げます。次の五点到要約されるのであります。

まず第一点は、昭和二十六年十月以降における職員総平均の給與額を月額約千五百円程度引上げて、おおむねこれを一万円程度としたこととあります。

第二点は、俸給につきましては、まだ従前に比しおおむね一八%ほどの増額をいたしますとともに、現行の俸給表のほかに、人事院の勧告に従い、造幣、印刷、国有林野、アルコール専売、郵政、電通の各企業特別会計の現業職員について、その職域の特殊性を考慮いたしまして、新たに特別俸給表を設けたこととあります。

第三点は、扶養手当につきましては、人事院の勧告に従い、なおしばらくの間現行の六百円、四百円をそのまま置き置く方針をとつたこととあります。

第四点は、勤務地手当につきましては、本年五月十七日付人事院の勧告通り、その支給地域区分を改訂するとともに、新たに官署指定の道を開くこととしたこととあります。

第五点は、現在無給となつております休職者に対して、新たに一定条件のもとに給與を支給できるようにいたしましたこととあります。

次に、昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特別に関する法律案の要旨を申し上げます。本年度に限つて年末手当を六割増額いたし、在職期間が六箇月以上の場合は百分の八十、在職期間が三箇月以上六箇月未満の場合は百分の四十八、在職期間が三箇月未満の場合は百分の二十四としたこととあります。

本法律案は十一月一日、一般職の職員の給與に関する法律の一部を改正する法律案は十一月一日それ、人事委員会に付託され、同日、両法律案につきまして政府より提案理由の説明を聴取いたし、十二日より質疑に入つた次第であります。

そのおもなるものを御紹介申し上げます。政府は人事院の勧告を尊重したと言ふが、十八歳成年男子二級三号四千二百円という人事院勧告に対し、四千円としているが、主食以外の電気、ガス、水道、郵便料金、鉄道運賃の値上りを考慮しているかという質問に対しては、それらの値上りは約百三十円の生計費増加となる計算であるが、基礎控除の引上げを考慮に入れ、人事院と同じ方式で計算すれば三千九百九十円となる旨、また企業官庁特別俸給表の適用範囲を、同じような仕事をしている他の官庁職員がいるにもかかわらず、これだけに限定したのは何ゆゑかという質問に対しては、今回は企業能率を増進するのに直接関係のある第一線の職員のみを取上げたのであつて、これと同じような職務内容を持つ他の職員に対しては将来において考慮いたしたい旨、また教育公務員の特別俸給表の勧告をになかつたのはいかなる理由かという質問に対しては、教育

公務員には一般職階制の適用が困難であること、国においては教育公務員は大半国立大学におけるものであり、少数であるが、地方においては中、小学校がおもで、その数はきわめて多く、給與の面で比較するに、中、小学校を基準にとれば、国と地方ではベースが違ひ、地方の教育公務員の方が高いので、教育公務員の特別俸給表の設置は、その影響するところはなほ多く、目下研究中であり、給與準則において取上げる旨、さらにまた地域給に關する人事院の勧告には、級地の引下げも、段階区分の縮小も行われておらず、現状に對して合理性を欠くと思ふがいかに、この間に對しましては、給與全体の中では、ささやかなるべきものが、このように大きな問題になつた点を見ると、りくつでは行かぬ面もあるし、將來は廢止したいと考へるが、まだその段階に至つてはおらぬ旨、また今回の給與改訂により平均給與額はどれくらいになるか、その内訳はどうなるかという質問に對しては、今回の給與改訂の結果、本俸は七千九百四円で、千二百四十五円の増額となり、勤務地手当は一千六百二円で、二百四十八円の増額となり、扶養手当は八百七十六円、特殊勤務手当は二百二十円、いづれもそのままで、合計一万六千二百二円になる旨、また地方公務員の給與が国家公務員に比して高いというが、その算定基礎いかんどう質問に對しては、全国で約百二十万の地方公務員のうち七万人を抽出して、それらの人々の本年四月一日における本俸を、国家公務員に適用されている初任給、昇給、昇格の基準に照して国家公務員並に引直してみると、地方公務員の方が高くなつ

ている旨、また今年度年末手当を五〇%から八〇%に引上げた理由いかんという質問に對しては、給與改訂は八月から実施したかつたのであるが、諸般の事情により不可能であつたため、それにかわるものとして、今回の給與改訂額の二箇月分に相當する額として本年度年末手当を三〇%増額した旨、それぞれ政府側より答弁があつたのであります。また勤務地手当に關する別表は、その後の情勢の変化及び各地より提出された請願、陳情書等の資料にかんがみ相當程度の修正を必要と考へるが、政府の所見いかんとの質問に對し、人事院總裁より、修正勧告案は目下準備中であるから、通常国会までに勧告を行う考へである旨、また内閣官房長官よりは、人事院の修正勧告あり次第、これを拜見の上、誠意をもつて財源の措置を講じ、可及的すみやかに通常国会に修正案を提出することにしたいとの熱意ある答弁がありました。

なお一般職の職員に關する法律の一部を改正する法律案につきましては、その重要性にかんがみまして、使用者側、被使用者側、学識経験者より計十五名の参考人を呼び、その意見を聴取する等、慎重審議を重ねたのであります。詳細は速記録にゆだねることにいたします。

かくいまして、本日質疑を打ち切り、ただちに討論に入りましたところ、藤枝泉介君は自由党を代表して兩法案に賛成、平川篤雄君は日本民主党を、松澤兼人君は日本社会党を、八百板正君は日本社会党第二十三控室を、岡田春夫君は労働者農民党を、柄澤孝子君は日本共産党をそれぞれ代表いたしまして兩法案に反對する旨を述べられました。

統一して採決の結果、多数をもつて兩法案は原案通り可決いたすべきものと議決いたしましたのであります。

以上、簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) これより討論に入ります。平川篤雄君。

〔平川篤雄君登壇〕

○平川篤雄君 ただいま上程されました兩案に對しまして、国民民主党は反對をいたしましたのであります。(拍手)以下、その理由を簡單に申し上げます。

われわれの反對をいたします第一点は、今回提案をせられた給與体系そのものについてであります。今回の給與は、先ほど委員長報告にもありましたが、十八歳男子の一箇月の標準生計費を四千円と定めて、これを五号俸として置き、七十一号俸として九十六円といたしまして、この間をただカーブをもつてつないでいかなければならない。民間給與の実態に即してやらなければならぬということ、給與の根本の原則であります。單にこの取締役の平均三万三千九百九十六円というものが民間給與とつり合うものであります。その他の点においては、人事院の給與体系の約一割三分減、八八%をはじきだすために人為的につくつたカーブであるにすぎないのであります。かようなことは、すでに皆さんの御承知のように、今年の六月、七月ごろから、今度の給與改訂は千五百円のベース・アップだという声が生じに聞えておりました。そ

の後今日に至るまで相當な經濟情勢の変化があつたにもかかわらず、出て参りました予算はやはり千五百円である。こういう点から考へましても、この際の給與の引上げが何ら經濟の実質に触れたものではなかつて、政府の御都合から總額が定められ、それによつて人為的につくられた体系であると断ぜざるを得ないのであります。

また最低の俸給であります一級の一号は、実に三千六百円にすぎない。それに反して、十五級の四号は五万円になつておりました。この比率は一對十四であります。低い方ではわずかに六百円しか上らないのに、この十五級四号におきましては、実に一挙に一万三千円が昇給となるのであります。私どもは、この最高給を五万円と押えることについては根本的に反對をするものではないのであります。聞くところによりますと、日本の總理大臣吉田茂氏の俸給は、アメリカの最下級の役人の給料と同じださうであります。さうなわけでありますから、私どもは上を押えるものではない。しかしながら、五級、六級、七級というような低い方の給與を受ける者が大多数を占めております。際、かような者が給與のベース・アップによつて十分な恩恵を受けないといふことは、これは考へてみなければならぬことである。

われわれは、このような点におきまして、現在の給與といふものは、なるほど能率給といふものを考へなければならぬのであります。しかし、ある程度の生計を維持するに足るだけのものを保障した上で能率給を考へるといふのが、現状としては至当な問題であると思ふのであります。(拍手)しかる

に、あまりに能率主義になつておつて、いかにも現在の政府は高級官僚のみを優遇し、下級官吏を圧迫するものであるという印象を與える給與法であることは、私どもはなほ遺憾とする点であります。(拍手)

次に勤務地手当の問題であります。が、昨年の五月につくられました資料に基いて、本年五月に勧告をせられた。それを、政府が財源措置を怠つたために、今日まで延びて来ておるのであります。この間一年以上たつておりますうちに、地域差という問題も非常にかわつて来ておるのであります。ただいま、このままの資料を出されたのでは、とうていわれわれは承服することができないのであります。ことに重要な問題と思われまことは、最初は大きな問題でもなかつたのであります。が、最近のように、ベースの改訂ごとに下に薄く上に厚い急激な上昇カーブを描いておられます給與体系によりましては、現在一例をあげると、五万円の給料をとつておる東京都の人は、実に地域給として一万二千五百円をもらつてゐる。それに対して四千円の給料をとつてゐる者は、わずかに千円しかもらはない。

大体地域給などというものは、生活が困難であるという見地から考へられたものであつて、生活給的な性格を持つておるものであります。しかるに、最高給五万円の者が一万二千五百円もらうといふのは、もうすでに生活給の意義を失つておる。かような点をそのままにして強行しておりますことは、先ほど私が指摘いたしましたように、高級官僚のみを考へておる政策の現わ

それから年末手当の問題であります
が、大体このベース・アップの問題と
関連して考えますときには、政府の
ベース・アップというものは、私は一
年遅れておとると思う。吉田内閣が組閣
せられまして以来、毎月々々内閣が公
務員に対して負つておる借金は累増い
たしておる。その額は大したものであ
る。でありますから、年末手当という
ものは、勤勉であるから與えるとい
うようなものではなくて、むしろ一年間
の非常な困難な生計をこの際償うとい
う意味をまず第一に持つていなければ
ならないものだと思ふのであります。
しかるに、それに十分見合ふほどのも
のでないといふことは、私どもはなほ
だ遺憾に思ふ次第であります(拍手)
以上申し上げました諸点について、
私は吉田内閣の給與政策というものを
考へてみたいのでありますが、大体公
務員は、國民に対するサービスを本義

命に働く態勢をまずつくるといふことが、ただいまは先決だと思ふのであります。くだくといふかげんな給料をやつて、ふまじめな、能率の上らない職員を置いて、そうして長々と勤めてもらうことには反対であります。そういうような、まつたく違つた観点に立つて少し考えてもらわなければならぬ

いと思ふのであります。行政整理も、国家の行政機構をほんとうに能率的に運営することのできるようなものであるならば賛成である。しかし、ただいまやううとしておるのは天引である。

であります。そこで、政府はなぜそんなに低い給與で押えなければならぬかということを尋ねますと、もっぱら財政的な理由だと言つておるのであります。ところが、今回の一般会計の補正予算によつて増額せられるものは実に千五百九十二億七千万円に及んでおる。それに対して一般会計分の給與改訂はわずかに八十七億であつて、これは全体の六・四％にすぎないのであります。かようなことでは、私は財政的な理由だという逃げ口上は決して許されないと思うのであります。(拍手)

大蔵大臣は、今回の補正予算をいかにゆる安定と能率と発展と豪語しておられますが、われ／＼の考えますところでは、当初予算の見込み違いから、インフレを抑えることができないために、当初に見込みました事業を十分遂行することができない、いわばしりぬぐいの予算である。物を買うことができない。事業をやることができない。それは公務員においても同じであります。給與を上げなければならぬことは明らかである。この点だけを知らない顔をして、ほかかひりをしておると

○副議長 岩本信行君 つと申し上げますが、申合せの時間がすでに経過いたしておりますから、簡潔に結論を願います。

○平川篤雄君(統) この一部分をさくことによつても給與の増額は可能なのであります。

そういうようなわけでありますから、私どもは、政府の今度の給與改訂のやり方、給與政策の根本について、もつぱら世間でいわれておるようには、自由党的性格が現われておるといふざるを得ないのであります。つまり、非常な財政的負担のしわ寄せを地方財政へかけておる。給與の面から申しますと、地方の公務員には、今度は千五百円のアップはできないという平衡交付金の組み方をやつておるのであります。賃金は今の通りである。私どもは、政府の困難な財政を、地方財政

と農民、公務員にしわ寄せをしておるとしか考えることはできないのであります。かような根本の考え方をとつて組み立てられております今度の両法案に對しては、私ども、これはどの点をとりましても賛成する理由がないのであります。私どもは現に予算案の修正について努力をしておるのであります、まだ参議院においては結論に達しておりません。どうか自由党の諸君は、平衡交付金の増額と、給與の改訂分の増額について、今からでもおそくはないのでありますから、参議院の議

○藤枝泉介君 私は、自由党を代表いたしまして、ただいま議題となつておりまする給與關係の二つの法案に對しまして賛成の意を表するものでござい
(拍手)

公務員諸君の生活事情が、經濟の安定に伴ひまして徐々に回復したとは申

せ、なお相当困難なる事情にありますることは、私も率直にこれを認めるところでございます。わが党は、機会あることに、その改善に努力しておるのことであります。今回、米価その他の値下りと、他方特に低額所得者を目標といたしますところの所得税の引下げをならみ合せまして、現在の給與を約二割程度引上げまして、平均一万余円といいたしましたことは、まことに適當なる処置と考えるのでございます。(拍手)

元来、野党の諸君は、常にわが内閣

の給與政策を非難しておられるのであります。が、現内閣ほど職員給與改善に積極的な努力をいたしたものは無いと思うのであります。（拍手）さきに六千三百円ベースの完全なる実施を、現内閣成立直後の二十四年四月に行つて以来、同年末の年末手当支給、昨年末におきます年末手当制度の恒久化、そして本年一月以降八千円ベースの實現、しかもさらに今回一万余円への引上げ等、着々給與の実額の増加をはかる一方、數度にわたる減税等によつて実質賃金の充実に努力をいたしてお

ります等、常に積極・消極両面にわたつて公務員給与の改善に努力をいたしておりますことは、事実の明らかに示すところであります。(拍手)これは、わずかの八箇月の手当の支給につまづいて内閣を投げ出したさきの内閣とはよほど違つておると思うのでございます。(拍手)

今回の給与額についてであります。が、もちろん給与は多いに越したことはないとも言えるのであります。またしかし、一面これを支拂うところの国民のふところ、あるいは考え合せなければならぬことは当然でございます。今回の減税をもつてもなお税負担の重いといわれておる今日におきまして、ここに二百六十六億余円をつぎ込むということは、まず国民の負担からいいますと、公務員給与のわくとしてましては限度に参つておるといつてさしつかえないと思つておるものであります。しかも現実の給与額におきまして、公務員に對し国民の水準的な生活を保障するといふ人事院の方式をそのまま受入れておるのであります。国民に與えられる食糧の平均等から割出しまして、いなかにおいて一月約四千円、上は会社の重役級の平均といたしまして、これまた人事院の資料に基づき三万六千円といたしております。これもまた地域給のつかない、いなかの数字でございます。そして、その平均は、最近の民間賃金の毎月きまつて支給される金額一万六百余円には近いのであります。これを考えますならば、まずこの辺で公務員諸君にもがまんしていただかなければならないと思うのであります。

さらに他の方面よりこれを見ますのに、主食その他の値上りと今回の給与改訂との関係でありますけれども、いわゆる中堅層といふところの五級ないし九級の職員について見ますのに、値上りの影響はマイナス一五・二一%ないし一五・五六%であるのに対し、給与改訂の影響は、プラス一八・二%ないし一九・八%でありまして、今回の給与改訂は、最近の各種の値上りを十分にカバーして余りあるものと考へるのであります。(拍手)

最後に勤務地手当の地域区分の問題でありますけれども、このたびの原案には幾多の問題がありますことは、各方面から言われておるのであります。これが修正は当然なるべきものと考えるのであります。これについて人事院はすみやかに追加の勧告を行うと言ひ、政府もこれを待つて予算的にも善処すると言ひを信じまして、一応本案を認めたいと思つておるものでありますけれども、全国注視の的であり、この地域給の問題につきましては、人事院並びに内閣のすみやかなる善処を要望するものであります。またこの地域区分は、あくまで国家公務員本位のものであります。地方公務員にたゞちのそのまゝ適用することは必ずしも適當ではないのであります。平衡交付金の算定の基準である地方財政需要の測定にあたりましては、別箇の観点から地域給の問題を処理すべきものと考へるのであります。

な年末手当の増額につきましては、今回の給与引上げを實質的に八月より行つたと同様の効果をあげんとするものであります。当然の処置として、これまた賛意を表するものであります。以上をもちまして私の賛成討論を終ります。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 松澤兼人君。

〔松澤兼人君登壇〕

○松澤兼人君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま議題となつております二つの法律案に對しまして反対の意思表示をいたしたいと存するのであります。(拍手)

まず最初に申し上げたいことは、われわれは現在の国家公務員の生活の実際から考へまして、少くとも人事院の勧告の線でありまして一万一千二百六十円というベースは、即時全面的に実施しなければならぬと思つておるものであります。御承知のように、本年八月から主食の値上りがあり、その後電気、ガス、水道あるいは郵便、電信あるいは新聞、運賃、あらゆる商品が、あるいはあらゆる物価が軒並に騰貴しているものであります。こゝういふ実情から、現在本年あるいは来年あるいは来年の上半期を考へてみるときに、私ども、国家公務員がはたしてこの物価高の激動の中にあつて生活を維持することができぬかどうか、はなはだ疑問に考へるのであります。(拍手)私も一万二千四百のベースを主張するものであります。暫定的には人事院勧告の一万一千二百六十三円が即時実施されなければならぬと考へておるのであります。(拍手)

政府は、昨年の千四百のベース・アップと、今回の千五百円のベース・アップをしたといふことを、たいへんお手柄のように考へておられるのであります。しかし、問題は、かかるこま切れたるなベース・アップではなくして、給与体系そのものがいかに考へられているかという点にあるのであります。もしも現在のようないま切れたるベース・アップをいたしますならば、結局におきまして、昔のように大蔵官僚の手に今日の国家公務員の生活が握られてしまふといふ事実が問題でありまして、(拍手)私も、労働者の当然の権利として、労働三権といふものを憲法において認められておるのであります。しかるに、国家公務員は労働三権を剝奪せられて、ただ一つ、国家公務員の利益と福祉を守るものとして人事院があるものであります。この人事院の勧告が政府によつて蹂躪せられることになりますれば、国家公務員の能率的な公務の運営といふことは決して期待ができないと考へるのであります。(拍手)

なお申し上げたいことは、今日自由党の諸君がベース・アップを言われておりますけれども、しかしこれは、先般衆議院を通過いたしました定員法の改正による首切りの代償としておるだけでありまして、諸君は、首切りを前提として、わずか千五百円のベース・アップをしていられるのであります。しかも、先ほど言われましたように、下級の職員についてはわずかに六百円しか上つておらないのであります。千五百円のベース・アップといふことは、實質的に考へてみるならば、結局において上級者の一万三千円というベース・アップのために、ただ千五百円の形をとつていられるにすぎないのであります。(拍手)

さらに内容の点に簡単に触れてみますならば、先ほど平川君から話がありましたように、この上下の幅といふこと、あるいはそのカーブの問題につきまして、公務の實際的な運営をやつております中堅階級の人々が非常に不合理なアップしか受けておらないといふ事実は、ぜひとも指摘しなければならぬのであります。

さらに人事院が勧告の中に述べております休職給の問題につきましても、教育職員については三年まで結核患者が有給の休暇をもらつておるのに、国家公務員は二年間を限度としておるのであります。しかも人事院の勧告におきましては百分の百の休職給をつけることになつておるのであります。政府はこれを百分の八十と値切つておるのであります。

さらには奨励給の問題につきましても、政府はこれに對して何らの考慮を拂つておらない。あるいは地域給の問題につきましても、われわれに對しては、諸君にも同様に、地域給の改訂の問題について全国各地から要望があるものであります。これを私たちは、少くとも人事院が考へておるところに、再修正の形におきまして、どこまでも取上げて行かなければならぬと考へておるのであります。

さらに地方公務員の問題につきましても、今日財政平衡交付金の問題につきまして、全国の府県市町村の理事者及び職員組合の人たちが、今日その増額を要求しているものであります。地方財政の破綻は、今日よりはなほだしいことではないのであります。私たちは、地方公務員が国家公務員と同じようにベース・アップをするところの財源が保障せられていないといふことを考へてみますならば、少くとも今日地方公

昭和二十六年十一月十五日

衆議院會議録第十六号

昭和二十六年度における国家公務員に対する年末手当の額の特例に関する法律案外一件

三〇〇

務員に對しても、政府は十分なる財源を保障しなければならぬと考へてゐる。〔拍手〕これを要するに、国家公務員の給与を低く改訂したとして、民間給与あるいは地方公務員の給与を低くしたとして、農村においては低米価、そして公務員に對しては、勤労者に対しては低賃金を押しつけることがすなわち自由党の政策の現われであると考えるのであります。〔拍手〕

年末手当の問題につきましては、われわれは、同じく人事院の勧告の、年間を通じて一箇月の特別手当を出さなければならぬという趣から、この法律案に對しても反対の意思表示をするものであります。〔拍手〕

○副議長(岩本眞行君) 柄澤孝子君(柄澤孝子君登壇) 柄澤孝子君、私は、日本共産党を代表いたしました。ただいま上程になりました一般職の職員給与に関する法律の一部を改正する法律案並びに昭和二十六年度における国家公務員に對する年末手当の額の特例に関する法律案に對し反対の意を表するものでござい

ます。私は、この法案が審議されます経過におきまして吉田内閣の性格が最も露骨に現れたものとして、皆様にその一端を御報告申し上げ、反対の前提としたいと思つてございします。給与法は、定員法と同時に、予算審議の前に、これがその基礎となされなければならぬのでございします。しかるに、この給与法というものは、給与総額のオーケーがわくで出ただけでありまして、その内訳については何ら保障されておらないという理由によりまし

て、給与法のオーケーというものは出なかつたのでございします。従いまし

て、ふしぎなことに、吉田内閣としては当然なものでありますが、予算が審議され、衆議院に同付された後におきまして、給与法は委員会の審議にかけられたのでございします。このことには何を意味するかと申しますと、日本の九十万近いところの公務員の給与は、総額の方が先にきまつて、その内容になつていくところの仕事の

実態あるいはその人数、そのこまかな点につきましては審議というものは、あつたわけになつていたのでござい

ます。これは、日本の労働者の賃金というものが、今いふの特例、新特例におきまして、加工賃が六十セントから四十八セントに切り下げられ、さらに三十六セントに切り下げられて來ていて、このようなのと関連して私どもは理解しなければならぬと思つたのでございします。〔拍手〕すなわち、日米安全保障條約、講和條約を締結しました吉田内閣は、日米経済協力によりまして、日本の労働者の低賃金により

ものが、世界に誇り、アメリカの信用を得る大きな條件であるということ

は、吉田首相自身がたびたび公言せられてゐる事実でございします。この給与は民間の給与を基準にしたというのをいわれてゐるのでござい

ます。しかしながら、民間の給与というものは、朝鮮動亂勃発以前並みの

勃発以後におきましては、いわゆる金業の採算率というものが非常に上昇いたしまして、製造工業の労働費の比率というものは、二十五年六月を一〇〇

としたとすると、二十五年の十一月は

七五、二十六年の一月は七一というふうな、非常に採算率が上昇し、資本家の利潤というものは増大してゐるのでございします。しかも、政府が基準にされておきまして、民間工業といふものは中小企業でありまして、いわゆる能率給が主でありまして、いわゆる本給が三割、能率給がむしろ七割を占めるというふうなものを基準としてゐるのでございします。そのようなのを基準にして時間外手当その他を差引き、いわゆる基本給の低い三割のものを基準にして、しかもそれよりも下ま

つたものを政府は今公務員に押しつけようとしてゐるのでございします。〔拍手〕

公務員の生活の悲惨さというものは言語に絶し、特に下級官僚、四級、五級、六級というふうな中堅の官僚に至りましては、ほとんどが借金の官位に至り、内職をするか、あらゆる困難な状態が官公吏の実生活には迫つて來てゐるのでございします。〔拍手〕それにもかかわ

らず、高級官僚の不正、腐敗、墮落はますますその極に達しまして、毎日の新聞には高級官僚の腐敗墮落が暴露されてゐるのでございします。当議会におきま

しても、行政監察委員会は、あの高級官僚の不正を暴露いたしまして、そうしてその中で、現在この公務員給与の

ベース・アップの中では問題にされてお

りません、具体的に保障されてお

りません、最高額だけが保障されてお

ります。最低の待遇をもつて遇せられてお

るのであります。政府は、今度のベース改訂にあたりまして、それらの高級官僚に對しましては最高一万三千円のベース・アップを保障して、下級官僚に對しては六百円、あるいは四、五、六級の官僚に對しましては千五百円のベース・アップに至らざるものしか保障してゐないのであります。さらに至官公の労働者八十九万のほかにありますところの約四十八万の非常勤労働者、これらは、吉田内閣が歴代にわたつてやつて参りましたところの定員法のもとに不備なることを露骨に現わしてゐるものでございしますけれども、これらの非常勤職員に對しまして、最高千八百五十円を二千二百円に引上げるという、最高の給与額のみを規定いたしまして、いわゆる幽霊人夫とされ、そのふところを肥やし、その材料にされてゐるような、何ら身分保障のない、生活に窮しながら困難な仕事をやつておきまして、その下級の非常勤職員に對しましては、何ら給与の保障というものを一切表明しておらないのでございします。私どもといたしましては、さうな吉田内閣の給与改訂の欺瞞性に對しましては、心から怒りを覚えるものでございします。

さらに、その反駁の理由の一つとして申し添へなければならぬのは、いかにもこれがならば公務員の生活を保障してゐるごとく申してゐるのでございしますけれども、その裏に流れてお

りますところの吉田内閣の残酷さでございします。それは一日の食費が八十二円でありまして、さらにその残酷さにつ

なことが、收賄ではなくて遊興費に使つたというところが暴露されて

いのであります。政府は、今度のベース改訂にあたりまして、それらの高級官僚に對しましては最高一万三千円のベース・アップを保障して、下級官僚に對しては六百円、あるいは四、五、六級の官僚に對しましては千五百円のベース・アップに至らざるものしか保障してゐないのであります。さらに至官公の労働者八十九万のほかにありますところの約四十八万の非常勤労働者、これらは、吉田内閣が歴代にわたつてやつて参りましたところの定員法のもとに不備なることを露骨に現わしてゐるものでございしますけれども、これらの非常勤職員に對しまして、最高千八百五十円を二千二百円に引上げるという、最高の給与額のみを規定いたしまして、いわゆる幽霊人夫とされ、そのふところを肥やし、その材料にされてゐるような、何ら身分保障のない、生活に窮しながら困難な仕事をやつておきまして、その下級の非常勤職員に對しましては、何ら給与の保障というものを一切表明しておらないのでございします。私どもといたしましては、さうな吉田内閣の給与改訂の欺瞞性に對しましては、心から怒りを覚えるものでございします。

ぜかならば、政府は千九百三十七カローリを保障すればいいということをお

つておきます。それに對しまして、淺井人事院總裁が、公務員諸君の血の出

るような叫びに對しまして、外米を日

七カローリ以上のものをとるとい

うことは海外に對しては云々とい

を戦場の中に描き出し、日本のいよいよ官公庁のファッショ化ということが、如実にこの面に現われて来ているのでございませう。

かかる資金が、いわゆる財源がない、こういう政府の理由によつて拒否せられてゐるのでありますけれども、さらにもう一つ、地方公務員の例を申し上げますれば、国家公務員のこの給與にならなければ、地方公務員の例を申し上げるよりも引下げたベイス・アップをしようとしてゐるのでございませうけれども、この地方の財政、国家財政をいかに点検いたしますれば、財源はあるのでございませう。委員長がみずから自信を持つて招集されましたところの地方の市町村長、きのう参考人の意見を發する委員会において何と言つてゐるか申しますれば、戦前五割五分でありましたところの中央からの委任業務は、現在八割を占めてゐる、われ／＼は、どうして、一、衝突交付金を國がくれないならば、税金のとつぱなで、仕事だけ押しつけるのであるならば、この委任業務は地方としては拒否せざるを得ないだらうということと言つてゐるのであります。このことは何を意味するかと申しますれば、政治的な思想、見解の違い、というものが、いわゆる共産党が日本の國を破壊するとか、あるいは組合が破壊するとかいふことにはあらずして、吉田内閣の買弁的な、警察國家的な、いわゆる帝國主義の下端としての、軍事基地としての日米経済協力、いわゆる奴隸としての性格が、日本の地方の自治体を破壊に陥れようとしてゐる事実を物語るものでございませう。私も、かかる観点から、い

る警察、軍事的な予算を公務員給與のベイス・アップにまわし、日本の民主化のため、與黨の諸君の中からもこの法案に反対せられんことを切望するものであります。

日本共産党は、かかる観点から、この法案に對しては絶対反対するものでございませう。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 八百板正君。

○八百板正君(登壇) 八百板正君。私は、日本社会党第二十三控室を代表して、この法案に對しては反対の意思を表明するものであります。

國家公務員に對しましては、ストライキをしてはいけないと、この労働者の基本的な権利を取上げておるのであります。そのかわり人事院の制度を定めまして、常に公務員の待遇が民間の給與と比べて悪くならないように、變動が生じたなら直すように勧告することになつてゐるのであります。この趣旨から申しますと、人事院は、政府の暴息をうかがつたり迎合したりして、科学的な基準をゆがめてはならないのであります。同時にまた、公正な勧告は、何をいふても政府は採用しなければならぬものであります。ところが、今この給與改訂を見ますと、まず人事院が、不当に低く、一民間給與と均衡せるといふ込みながら、民間の低いところを資料として取上げ、どうして安い給與を定めようかと努力しておるものと見られるのであります。先ほと述べられましたごとく、たとえば標準生計費を算出するにあつてつた数字を、食糧攝取のカロリーについて見ても、われ／＼は現に今日二千五百三十カロリーの熱量を

おるといふことは、厚生省の調査によつて明らかにせられておるのであります。それにもかかわらず人事院は何らの根拠なく、十八歳の成年男子を手九百三十七カロリーと計算したしてゐるのであります。しかも、日の食料を八十二回と押えておること等も、すでに指摘せられました通りであります。これでは、とうてい食する資金と、公務員としての公正な国民に對する奉仕がやれなくなるということも、推察するにたかくなないのであります。

しかも、これに基く人事院の低い四千二百円の二級三等の基準生計費すら、政府はこれをさらに引下げ、四千円と改めたのであります。このような基準に従つたところの一万六千二百円は、とうていわれ／＼は達成することができないのであります。われ／＼は、せめて一万二千円ベイスを主張してゐるのであります。このように安くて、この際政府は人事院の勧告をよそよそしくすることを主張したのであります。

次に給與改訂について考えてみますと、下の方に薄く、上の方に厚いという露骨な点であります。しかも、一番多い中堅級の官吏に對しまして、まだ係長になつておられない程度の者の給與を安くして、一割五分ぐらいの引上げにこれをとめてまして、局長級では三割五分というふうに上げておるといふことは、これはまた平川君その他の反対論者によつて指摘せられました通りであります。このように、困る者を上げないで、上の方を上げるというカーブのとり方をとつたといふことは、不公正ではないかと、われ／＼は政府に尋ねたのであります。これに對しま

して政府は、今日給與については、生活的な考え方から能率給的な考え方を加味すべき給與政策をとる段階に来たのであるから、能率給の意味でこの上の方を上げたのである、というやうなことを答弁せられておるのであります。

思ふに、今回の政府案は、人事院の勧告を二千二百円ほど下まわして、低賃金政策に輪をかけてただで、大體勧告の趣旨を尊重したという意味を申し述べておられますけれども、現業の職員に對して、職務の能率の向上のために奨励手当を設定すべきことを人事院は勧告したしておるのであります。また、これを政府がとらなかつたといふことは、ほんとうに政府が能率を上げるための能率給的な給與政策の方向に改めたといふのであります。

ならば、この人事院の勧告こそ、現業の中に率先採用せられなければならないことがはずであります。このような矛盾が平気で行われておるといふところ、この勧告の生活をまつたところ、大資本に奉仕し、その代弁者たる高級官吏の生活のみを前に置いておることがわかるのであります。

次に、今回の給與改訂にあつて示した政府の方針の中には、地方公務員の給與引上げについては何らの積極的考慮が押われておらないばかりか、逆に、地方公務員の中にはかえつて高い者があるからなどと、インシキな統計を発表して、暗に地方公務員の給與引上げを抑圧するやうな態度を示してゐることでもあります。

次に最も重要なことは、この改訂に現れた政府の根本的な考え方であり、賃金を引上げて能率を上げ、ひ

いては日本全体の経済の能率を上げて行くといふ方針こそ日本再建のために必要であると考えるのであります。政府はこの点についての正しい認識を欠いておるといふ点であります。賃金の引上げについては、政府は口を開けば、賃金の引上げは物価の値上りとなり、インフレの悪循環となるといふことを申しておるのであります。賃金の引上げにより、能率がこれに伴つて上がる限り、賃金の引上げはインフレの要因とはならないといふことである。すなはち、生産の増大に伴つたところの支出の増は決してインフレの要因とは言えないといふことでもあります。(拍手)

しかるに政府は、賃金を、まず自分の使用人が食えないやうに安くして、民間もこのやうなことを、右へならえといふ方針のもとに示し、このやうなやり方により、多くの食えない人々によつて能率の低下を来し、ひいては大きな社会不安となつておるのであります。賃金政策から来るところの経済不振、社会不安が政府自身のまいた種から起つておるといふことを忘れて、いたずらに強硬弾圧政策をとらうとしておるのであります。この生産増とは関係のないところ、このやうな治安費だけをふやすといふやうな自由党と政府の政策にこそ悪性インフンの要因があるといふことを知らなければならぬのであります。

私も、このやうな意味合いにおいて、このやうな考え方によつて貴かれて参りましたところの両法案に對して、とうてい賛成することができない

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一件

ということを明らかにいたしまして、
反対の理由とする次第であります。
(拍手)

○副議長(岩本信行君) これにて討論
は終局いたしました。

両案を一括して採決いたします。両
案の委員長の報告はいずれも可決であ
ります。両案を委員長の報告の通り決
するに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よ
つて両案とも委員長報告の通り可決い
たしました。(拍手)

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)
検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動
議を提出いたします。すなわち、内閣
提出、裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律案、検察官の俸給
等に関する法律の一部を改正する法律
案、右両案を一括議題となし、この際
委員長の報告を求め、その審議を進め
られんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議
に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと
認めます。よつて日程は追加せられま
した。

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案、検察官の俸給等
に関する法律の一部を改正する法律案、
右両案を一括して議題といたします。
委員長の報告を求めます。法務委員会
理事押谷富三君。

裁判官の報酬等に関する法律の一
部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の
一部を改正する法律

裁判官の報酬等に関する法律(昭
和二十三年法律第七十五号)の一部
を次のように改正する。

第十五條を次のように改める。

第十五條 判事補及び簡易裁判所判
事の報酬月額は、特別のものに限
り、当分の間、第二條の規定にか
かわらず、判事補にあつては三万
九百円又は二万八千二百円、簡易

裁判所判事にあつては四万二千二
百円とすることが出来る。
別表を次のように改める。

別表

区 分		報酬月額
最高裁判所長	最高裁判所長	八〇、〇〇〇円
	最高裁判所判事	六四、〇〇〇円
	東京高等裁判所長官	六〇、〇〇〇円
	その他の高等裁判所長官	五七、〇〇〇円
	裁判所長官	五〇、〇〇〇円
判 事	一号	四五、五〇〇円
	二号	四一、二〇〇円
	三号	三七、三〇〇円
	四号	三三、六〇〇円
	五号	二六、二〇〇円
判 事 補	一号	二四、九〇〇円
	二号	二三、六〇〇円
	三号	二一、三〇〇円
	四号	二一、三〇〇円

判事補
五号 一九、〇〇〇円
六号 一七、八〇〇円
七号 一六、六〇〇円
八号 一五、一〇〇円
九号 一二、二〇〇円
十号 一一、六〇〇円
十一号 一一、〇〇〇円

簡易裁判所判事
八号 二一、三〇〇円
九号 一九、〇〇〇円
十号 一七、八〇〇円
十一号 一六、六〇〇円
十二号 一五、一〇〇円
十三号 一二、二〇〇円
十四号 一一、六〇〇円
十五号 一一、〇〇〇円

附 則
1 この法律は、公布の日から施行
し、昭和二十六年十月一日から適
用する。

2 昭和二十六年九月三十日におい
て改正前の別表に掲げる一号から
六号までの報酬を受ける判事補及
び三号から八号までの報酬を受け
る簡易裁判所判事の同年十月一日
における報酬の号は、判事補につ
いてはそれぞれ二号、四号、六
号、八号、十号及び十一号とし、
簡易裁判所判事についてはそれぞ
れ六号、八号、十号、十二号、十
四号及び十五号とする。同日以後
この法律の施行の日までの間に改
正前の別表に掲げる一号から六号
までの報酬を受けるに至つた判事
補及び三号から八号までの報酬を
受けるに至つた簡易裁判所判事の
その受けるに至つた日における号
についても、同様である。

3 裁判官が昭和二十六年十月一日
以後の分としてすでに支給を受け
た報酬その他の給與は、この法律
による報酬その他の給與の内拂と
みなす。

裁判官の報酬等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出)に関す
る報告書
〔最終号の附録に掲載〕

検察官の俸給等に関する法律の一
部を改正する法律案
検察官の俸給等に関する法律の
一部を改正する法律

検察官の俸給等に関する法律(昭
和二十三年法律第七十六号)の一部
を次のように改正する。

第九條中「三万七千円」を「五万円」
に、「二万千円」を「二万八千二百円」
に改める。
別表を次のように改める。

別表

区 分		俸給月額
検 事	検事 総 長	六四、〇〇〇円
	次 長 検 事	五三、〇〇〇円
	東京高等検察庁 検 事 長	五七、〇〇〇円
	その他の検事長	五三、〇〇〇円
	一号	四五、五〇〇円
	二号	四一、二〇〇円
	三号	三七、三〇〇円
	四号	三三、六〇〇円
	五号	三〇、九〇〇円
	六号	二八、二〇〇円
	七号	二六、二〇〇円
	八号	二四、九〇〇円
	九号	二三、六〇〇円
	十号	二一、三〇〇円
	十一号	一九、〇〇〇円
検 事 補	十二号	一七、八〇〇円
	十三号	一六、六〇〇円
	十四号	一五、一〇〇円
	十五号	一三、五〇〇円
	十六号	一二、二〇〇円
	十七号	一一、六〇〇円
	十八号	一一、〇〇〇円
	一号	二六、二〇〇円
	二号	二四、九〇〇円

三 号	二 号	一 号	七 号	八 号	九 号	十 号	十一 号	十二 号	十三 号	十四 号
二三、六〇〇円	二一、三〇〇円	一九、〇〇〇円	一七、八〇〇円	一六、六〇〇円	一五、一〇〇円	一三、五〇〇円	一一、二〇〇円	一一、〇〇〇円	一〇、三〇〇円	九、六〇〇円

副検事

1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十六年十月一日から適用する。

2 昭和二十六年九月三十日において改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受ける検事及び一号から八号までの俸給を受ける副検事の同年十月一日における俸給の号俸は、検事についてはそれぞれ七号、八号、十号、十一号、十四号、十六号、十七号及び十八号とし、副検事についてはそれぞれ二号、四号、六号、八号、十号、十一号、十三号及び十四号とする。同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる五号から十二号までの俸給を受けるに至つた検事及び一号から八号までの俸給を受けるに至つた副検事

事のその受けるに至つた日における号俸についても同様である。

3 検察官が昭和二十六年十月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給與は、この法律による俸給その他の給與の内拂とみなす。

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

〔押谷富三君登壇〕

○押谷富三君 ただいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案の趣旨及び法務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

最近における生計費増加、民間の賃金値上げその他の事情の変動にかんがみまして、政府は一般職の国家公務員の給與を改善する必要があると認め、今国会に一般職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案が提出され、先刻本院において可決されたのであります。

そこで裁判官及び検察官につきましても、一般の国家公務員の例にならうとして、その給與を改善する必要がありますので、この両案が提出されたのであります。

改善の要旨は、両案ともそれぞれ報酬または俸給の月額を定める別表を改正するとともに、現在も認められております特別につき同様の改正をしようとするものであります。改正月額の増加比率は、一般国家公務員のそれとおおむねひとしいのであります。

さて、当委員会の審議にあたりましては、各委員より適切な質疑が行われましたが、その詳細は速記録によつて御承知願うことにいたします。

討論におきましては、社会党の田方委員より、共産党を除く各党を代表して賛成の意見があり、共産党よりは梨木委員より反対意見が述べられました。

かくて、両改正案を一括採決いたしました結果、両案とも多数をもつて可決いたしました次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて両案とも委員長報告の通り可決いたしました。

地方税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、内閣提出、地方税法の一部を改正する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、右両案を一括議題となし、この際委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と答へる者あり

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

地方税法の一部を改正する法律案、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

地方行政委員会理事野村孝太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。

地方行政委員会理事野村孝太郎君。

地方税法の一部を改正する法律案

地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第十六條の四第一項中「第十六條の二」の下に「又は第十六條の六」を加え、同項に次の但書を加える。

但し、その者が正当の事由がなくして弁明をしない場合においては、この限りでない。

同項第二号及び第三号を次のように改める。

二 担保の提供又は変更その他担保に関する地方団体の求に応じないとき。

三 徴収猶予を受けた者の資力その他の事情が変化したため徴収猶予をすることが不適当であると認められるとき。

第十六條の五の次に次の一條を加える。

(法人税割又は法人の事業税の徴収猶予)

第十六條の六 地方団体は、第三百二十一條の八第一項若しくは第二項の規定によつて法人税割を納付しなければならない法人又は第七百五十四條の二第二項第一号の規定によつて事業税を納付しなければならぬ法人が当該法人税割額

又は事業税額の二分の一に相当する税額以下の法人税割額又は事業税額について、当該法人税割額又は事業税額に係る第三百二十一條の八第一項若しくは第二項又は第七百五十四條の二第二項第一号に規定する申告書の提出期限内に徴収猶予の申請書を地方団体に提出した場合においては、当該税額については、当該提出期限から三月を限度としてその申請に係る期間、これらの規定にかかわらず、徴収猶予をするものとする。

2 前項の申請書には、申請法人の名称、当該事業年度中に有していた事務所又は事業所の名称及びその所在地、代表者(この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの(外国法人)という。以下第三十一條の二第七項、第四十條第三項、第五十七條の二、第七百五十四條の二第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。)にあつては、この法律の施行地における資産又は事業の管理又は経営の責任者の氏名、徴収猶予を受けようとする法人税割額又は事業税額並びに徴収猶予を受けようとする期間を記載しなければならない。

3 地方団体は、第十六條の四第一項の規定による場合の外、法人が第一項の規定によつて徴収猶予を受けた税額に係る法人税割額又は事業税額のうち当該徴収猶予を受けた税額以外の税額を納期限内に完納しなかつた場合においては、そ

の徴收猶予をした税額についてその徴收猶予を取り消し、これを直ちに徴收することができる。

第三十一條の二第五項中「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」と、「昭和二十六年十二月一日」を「昭和二十七年三月一日」に改め、同條第七項中「この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人でこの法律の施行地において事業を行うもの(外国法人)」という。以下第四十條第三項、第五十七條の二、第七百五十四條の二第五項及び第七百五十四條の四第三項において同様とする。」「(外国法人)」に改め、同條第八項中「最初の事業年度の初日の前日」の下に「その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日」を加える。

第七十二條第四項中「昭和二十七年一月一日」を「昭和二十七年一月一日から同年三月三十一日までの日」に、「昭和二十六年十二月三十一日」を「昭和二十七年三月三十一日」に、「昭和二十六年十二月十日」を「昭和二十七年三月十日」に改める。

第七十四條の二第二項但書中「昭和二十七年一月一日の属する事業年度の末日」の下に「(その日が昭和二十七年三月三十一日前であるときは、同年三月三十一日)」を加える。

第三百二十七條第一項中「その税金を納付する場合」の下に「(第十六條の六第一項の規定によつて徴收猶予を受けた法人がその徴收猶予に係る税金を納付する場合を含む。)」を加える。

第三百二十九條第二項中「前項」を

「第一項に改め、同項を同條第三項とし、同條第三項を同條第四項とし、同條第一項の次に次の一項を加える。

2 第十六條の六第一項の規定によつて徴收猶予をした法人税割に係る地方団体の徴收金については、前項本文の規定にかかわらず、その徴收猶予をした期間内にこれを完納しない場合でなければ、督促状を発することができない。
第三百六十四條の次に次の一條を加える。
(昭和二十七年年度分の固定資産税の徴收等)

第三百六十四條の二 市町村は、昭和二十七年年度分の固定資産税に限り、昭和二十七年七月以前の各納期においては、左の各号に掲げる価格を課税標準として仮に算定した額を当該年度の納期の数で除して得た額を固定資産税として徴收するものとする。

一 第四百十條第三項、第四百十七條第一項、第四百十九條第二項又は第四百三十五條第一項の規定によつて、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格(この価格がない場合においては、類似的固定資産の価格に比準して市町村長が仮に決定した価格)

二 第三百八十九條第二項、第四百條第一項又は第四百十七條第三項の規定によつて、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準として固定資産課税台帳に登録された価格(第三百九十一條

第一項の規定による配分に係るものを除く。)

三 第三百九十條の二の規定によつて配分された価格

2 市町村は、昭和二十七年年度分の固定資産税の八月以後の各納期において、前項の規定によつて徴收された税額(仮算定税額)という。以下本條において同様とする。が第四百十一條の二の規定によつて決定した価格又は第三百九十二條の二の規定によつて配分された価格を課税標準として算定した昭和二十七年年度分の固定資産税の額(本算定税額)という。以下本條において同様とする。に満たない場合においては、その不足税額を徴收し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、第十七條の規定の例によつて、その過納税額を還付し、又は充当しなければならない。

3 第一項の規定によつて固定資産税を徴收する場合において、納税者に交付する徴税令書には、左の各号に掲げる趣旨を明示しなければならない。

一 徴税令書に記載された価額は、第一項の規定による価額であつて、昭和二十七年年度分の固定資産税に係る仮の課税標準額であり、その税額は仮算定税額であること。

二 昭和二十七年年度分の固定資産税の課税標準である価格は、昭和二十七年六月三十日までに決定されるものであること。

三 昭和二十七年年度分の固定資産税の八月以後の各納期におい

て、仮算定税額が本算定税額に満たない場合においては、その不足税額を徴收し、仮算定税額が本算定税額をこえる場合においては、その過納税額を還付し、又は未納に係る地方団体の徴收金に充当するものであること。
第三百七十三條の次に次の一條を加える。

11 前項の規定は、第三百六十四條の二第二項の規定によつて徴收すべき固定資産税について準用する。この場合において、「第三百六十四條第四項又は同條第八項」とあるのは、「第三百六十四條の二第一項」と、「昭和二十六年九月三十日」とあるのは、「昭和二十七年六月三十日」と読み替へるものとする。

第三百八十九條第一項中「以下本條」の下に「第三百九十二條の二」を加える。

第三百九十條の次に次の一條を加える。
(昭和二十七年年度分の仮に算定する固定資産税に係る地方財政委員会が評価する固定資産の価格の通知に関する特例)

第三百九十條の二 地方財政委員会、昭和二十七年年度分の固定資産税については、昭和二十六年年度分の固定資産税の課税標準となつた価格を第三百九十一條第一項の規定に準じて関係市町村に配分し、その配分した価格を昭和二十七年三月三十一日までに当該市町村の長に通知しなければならない。

第三百九十二條の次に次の一條を加える。

(昭和二十七年年度分の固定資産税に係る道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の通知に関する特例)

第三百九十二條の二 昭和二十七年年度分の固定資産税に係る第三百八十九條第一項又は第三百九十一條第一項の規定によつて道府県知事又は地方財政委員会が配分する固定資産の価格の通知は、これらの規定による期限にかかわらず、昭和二十七年六月三十日までにしなければならない。

第四百十一條の次に次の一條を加える。

(昭和二十七年年度分の固定資産税を課する固定資産の価格の決定の特例)

第四百十一條の二 昭和二十七年年度分の固定資産税を課する固定資産の価格の決定に限り、第四百十條第一項の規定中「二月末日」とあるのは「昭和二十七年六月三十日」と読み替へるものとする。

第四百十六條の次に次の一條を加える。
(昭和二十七年年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間の特例)

第四百十六條の二 昭和二十七年年度分の固定資産税に係る固定資産課税台帳の縦覧期間は、第四百十五條第一項本文の規定にかかわらず、昭和二十七年七月一日から同月十日までの間とする。

第四百十八條の次に次の一條を加える。

(道府県知事)に対する昭和二十七年
年度分の固定資産の価格の概要調
書の送付の特例)

第四百十八條の二 昭和二十七年
分の固定資産の価格の概要調書の
作成及び送付に限り、前條本文の
規定中「第四百十條」とあるのは
「第四百十一條の二」と、「毎年四
月中」とあるのは「昭和二十七年八
月中」と読み替へるものとする。
第四百二十九條の次に次の一條を
加へる。

(昭和二十七年年度分の固定資産評
価審査委員会の審査のための会議
の開催の期間の特例)

第四百二十九條の二 昭和二十七年
度の固定資産評価審査委員会の審
査のための会議の開催の期間は、
第四百二十八條第一項本文の規定
にかかわらず、昭和二十七年七月
一日から同年八月十日までとす
る。但し、特別の事情がある場合
においては、当該市町村の條例の
定めるところによつて、これと異
なる会議の期間を定めることがで
きる。

第七百六十三條の三第一項中「納
付する場合」の下に「(第十六條の六
第一項の規定によつて徴収額予を受
けた法人がその徴収額予に係る税金
を納付する場合を含む。）」を加へる。

第七百六十五條第二項中「前項」を
「第二項」に改め、同項を同條第三項
とし、同條第三項を同條第四項と
し、同條第一項の次に次の一項を加
へる。

2 第十六條の六第一項の規定によ
つて徴収額予をした事業に係る
地方団体の徴収金については、前

項本文の規定にかかわらず、その
徴収額予をした期間内にこれを完
納しない場合でなければ、督促状
を発することができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行す
る。

地方税法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書
〔最終号の附録に掲載〕

地方財政平衡交付金法の一部を改
正する法律案

地方財政平衡交付金法の一部を改
正する法律案

地方財政平衡交付金法(昭和二十
五年法律第二百一十一号)の一部を次
のように改正する。

第十九條第一項中「錯誤があつた
ことを発見した場合においては、当
該地方団体が受けるべきであつた交
付金の額に不足があるときはこれを
交付し、超過額があるときはこれを
減額し、又は返還させることができ
る。但し、返還させる場合において
は、その方法について、あらかじめ、
当該地方団体の意見をきかなければ
ならない。」を「錯誤があつたことを
発見した場合で、当該地方団体につ
いて基準財政需要額又は基準財政收
入額を増加し、又は減少する必要が
生じたときは、錯誤があつたことを
発見した年度又はその翌年度におい
て、規則で定めるところにより、そ
れぞれその増加し、又は減少すべき
額を当該地方団体に交付すべき交付
金の額の算定に用いられるべき基準
財政需要額若しくは基準財政収入額
に加算し、又はこれらから減額した額

をもつて当該地方団体の当該年度に
おける基準財政需要額又は基準財政
収入額とすることができ。」に改め
る。

同條第三項中「第二項」を「第三項」
に改め、同條第四項中「第一項及び
第二項」を「第一項から第三項まで」
に改め、同條第二項を同條第三項と
し、以下一項ずつ繰り下げ、同條第
一項の次に次の一項を加へる。

2 錯誤に係る数を交付金の算定の
基礎に用いた年度(交付年度)と
いう。以下本項において同じ。)以
後の年度においては、委員会は、規
則で定めるところにより、前項の
規定が適用される地方団体で、同
項の規定を適用しない場合でも当
該地方団体に交付すべき交付金の
額の算定に用いられるべき当該年
度の基準財政収入額が基準財政需
要額をこえるもの又は同項の規定
が適用される結果基準財政収入額
が基準財政需要額をこえることと
なる地方団体について、交付年度
分として交付を受けた交付金の額
が交付を受けるべきであつた交付
金の額に満たないときは、当該不
足額を限度として、これを当該年
度の交付金から交付し、交付年度
分として交付を受けた交付金の額
が交付を受けるべきであつた交付
金の額をこえるときは、当該超過
額を限度として、これを返還させ
ることができ。但し、返還させ
る場合においては、その方法につ
いて、あらかじめ、当該地方団体の
意見を聞かなければならない。

第二十條第二項中「前條第一項及
び第四項」を「前條第一項、第二項及
び第四項」に改める。

1 この法律は、公布の日から施行
する。

附 則

2 改正後の地方財政平衡交付金法
第十九條第一項及び第二項の規定
は、昭和二十五年年度分の地方財政
平衡交付金でその額の算定の基礎
に用いた数に錯誤があつたものに
ついても、適用する。

地方財政平衡交付金法の一部を改正
する法律案(内閣提出)に関する報告
書
〔最終号の附録に掲載〕

〔野村専太郎君登壇〕
○野村専太郎君 ただいま議題となり
ました地方税法の一部を改正する法律
案並びに地方財政平衡交付金法の一部
を改正する法律案に関する地方行政委
員会における審議の経過及び結果を御
報告申し上げます。

まず地方税法の一部を改正する法律
案に関して申し上げます。
現行の地方税法は、地方財政の自主
権を強化拡充し、住民の税負担を合理
化することを目標として、地方税制の
上に画期的、抜本的な改革を加えよう
としたものでありまして、われわれは
その実施状況に深い関心を寄せて参つ
たのであります。しかるに、その後
における地方財政が全体として一層の窮
乏を加へ、かつ団体相互間の不均衡を
深めて参りましたことは、おおいがた
い事実であるのでありまして、社会経
済事情の変化も加つたことは申しなが
ら、同法の所期した目的とは、はなは
だしく異なつた結果を招来しているの
であります。かような事情から、同法

に對する全面的再検討の必要が各方面
から叫ばれるに至つてゐることは御承
知の通りであります。政府もこの問題
を取上げまして、現行地方税制の全般
にわたる改正を目下研究準備中である
といふことでありまして、今回の改正
案におきましては、以上の含みのもと
に、さしあたり必要な最小限度の改正
を加へてゐるのであります。

本法案の内容を簡単に申し上げます
と、まず改正の第一点は、市町村民税
の法人税制及び法人の事業税の徴収
を、納税者の申告に基づき、その税額の
二分の一以内の額について、三箇月を
限度として猶予することとした点であ
ります。これは最近における金融及び
取引の事情にかんがみ、徴収の円滑を
期するため、法人税法の改正に準じた
取扱いをいたすこととしたものであり
ます。

改正の第二は、附加価値税に關し
て、その課税標準の算定につき、加算
法を採用することの届出、青色申告書
により申告することの承認申請等の期
限を一応来年三月三十一日まで延期す
る措置をとつたこととあります。その
趣旨は、附加価値税の施行について
は、なおしばらく慎重な検討を要する
ものがあるとして、その施行に關する
結論を得るまでの混乱を避けるためで
あります。

改正の第三は、来年度の固定資産税
にかかる固定資産の評価決定の期限を
四箇月間延期して六月末日までとし、
それまでの間は、本年度分の課税標準
に基いて仮徴収することとしたことで
あります。これは固定資産の適正な評
価がきわめて困難である実情にかんが
みまして、調査の慎重を期そうとする

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 日、米、加漁業協定に関する佐竹君の緊急質問

趣旨であります。以上が内容の概要であります。

本法案は、本月十日、本委員会に付託せられましたので、同十三日委員会を開いて、政府の提案理由の説明を聴取した後、ただちに質疑に入り、翌十四日も質疑を続行いたしましたして、十五日討論採決を行いましたところ、多数をもって原案通り可決すべきものと決せられたのであります。

次に、地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本法案は、地方財政平衡交付金額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合における必要な調整を、現行法よりもさらに合理的かつ簡易にできるように規定の整備をはかつたもので、二つの改正点を含んでおりますが、その内容は技術的で煩雑にわたりますので、法案についてごらんを願うことといたします。ここに省略をいたします。

本法案は、十一月十日、当委員会に付託されましたが、十三日、岡野國務大臣から提案理由の説明を聞き、即日質疑に入り、さらに十四日質疑を続けました。本法案は、地方財政平衡交付金の総額のわく内における交付方法の合理化をはかるものでありますから、この点につきましては、さしたる異論はありませんが、委員から、さきに本会議におきましてなされた決議の趣旨に基づき、交付金総額のわくの拡大について政府は努力をなすべき旨の発言があり、さらに交付金額の算定に用いる基礎数字の算出について、事実に関する確固たる方針を樹立し、この点に関して疑義なからしめ、もつて地方

財政の安定に寄與すべき旨の発言がありました。詳細は速記録に譲ります。

かくて、十五日討論に入り、続いて採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと議決された次第であります。

右御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(岩本信行君) まず地方税法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○副議長(岩本信行君) 起立多数。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に地方財政平衡交付金法の一部を改正する法律案につき採決いたします。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日、米、加漁業協定に関する緊急質問(佐竹新市君提出)

○福永健司君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、佐竹新市君提出、日、米、加漁業協定に関する緊急質問をこの際許可せられんことを望みます。

○副議長(岩本信行君) 福永君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(岩本信行君) 御異議なしと認めます。よつて日程は追加せられました。

日、米、加漁業協定に関する緊急質問を許可いたします。佐竹新市君。

(佐竹新市君登壇)

○佐竹新市君 私は、目下開催中の日、米、加の三国の漁業協定會議に對しまして、関係主管大臣に質問を申し上げたいと思ふのでございます。

まず第一に、この日、米、加の三国の漁業協定の會議は、この結果がわが日本の水産業界に及ぼす影響は重大なものであるでございまして、従いまして、先般アメリカ側の方におきましては、すでにこのアメリカ案としての内容が提示されておりました、本日の新開を見ますと、日本政府の方の條約の草案がすでにでき上つておるということでございますが、水産委員長の手元にこの日本側條約の草案を提示してもらいたいというのをわれわれは申し上げておるものであります。いまだにそれが出されておりません。少くとも政府におきましては、會議に持ち出される前に、水産委員長の手元には一応出されて、公にすることをばかるものであつたならば秘密會議でも開いて、案の内容を示してもらいたかつたと思ふのであります。今後の水産委員会におきまして、この小委員会を持ちまして、この案を中心に検討いたしたいと思つておつたのでございまして、なぜこの日本側の案が水産委員長の手元まで出されなかつたか、この理由について、まず御質問申し上げます。

昭和二十六年二月七日、吉田首相よりダレス特使あての書簡によりますれば、日本政府は、日本への完全なる主権の回復の後、でき得る限りすみやかに、他の国々と漁場の發展と保存のため公正なとりきめを作成する目的をもつて交渉を行う用意がある、と述べておられるのであります。しかし、いまだ平和條約は、国内の批准はもちろんです、米國においても批准されておらず、すなわち完全なる主権の回復ができておらぬのに、現在日、米、加の三国の漁場協定の會議を行つておるの、いかなる理由でありましようか、まずこの点についてお尋ねしたいと思ふのでございまして。(拍手)

第二点は、日、米、加の三国の漁業協定が行われる以前に、會議に對する交渉、これに關係する文書等につき、話合いかあるいは通知が、米國及びカナダよりあつたかどうか、この点についてお尋ねするのでございまして。三国の漁業會議において、米國及びカナダを日本側が招聘したことになつておるのでございましてけれども、これはいかなる理由によつて日本側が招聘したのであるか、この間のいきさつを詳細にお伺いしたいのであります。

と申しますのは、今度の米國案によりますところの案の内容を見ますと、少くとも講和條約後におけるところの公海の自由の原則に基きまして、わが日本は、大洋に向つての水産資源確保のためには十分な活動をしなければならぬ。またこのことは、ダレス特使も公約されておるのでございまして。しかるにかかわらず、これがアメリカ案によるならば、公海の自由の原則が、非常に日本にとつては悪い影響を持つような結果になるのでございまして。こういう点で、われわれが不可解に思ふのは、むしろ講和條約後においてこれがなされるならば当然で

ございまして、まだ完全に批准が行われていない、いわゆる主権が回復していないときになされる。日本側が招聘したというのは、これはアメリカまたはカナダ、これらの国々、あるいは司令部から、日本に對しまして、何かの絶對的な指示があつたのではないかと、こういう点を、この際政府において明らかにしていただきたいのでございまして。

講和條約後の漁業問題について、ダレス特使から吉田首相あてに、こういう住復文書が来ております。合衆國政府は、私の信ずるところによれば、他の關係政府も、平和條約によつて日本への完全な主権の回復の後、ただちに西國の國民が接近できる漁場の發展と保存のため公正なとりきめを定める目的をもつて交渉する用意があるであろうという、いわゆる平等を主張されておるのであります。今度の漁業協定の會議のいきさつを見ますと、この平等の精神にまさか矛盾しているのではないかと、非常にわれわれの心配する点であります。この点に對する政府の所信を伺いたしたのであります。

さらにお尋ねしたいのは、主権回復後にあらざる、いわば現在の占領下の條約交渉では、日本にとつて非常に不利ではないか、また不利と思はれるような点があると思ふのでありますが、政府の見解をお伺いしたいのであります。

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議第十六号 議長の報告

三〇八

一、去る十三日地方行政委員会において、次の通り理事を補欠選任した。 理事 床次 徳二君(理事藤田義光君去る十三日理事辞任につきその補欠) 一、去る十三日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 内閣委員 青木 孝義君 尾関 義一君 高橋 英吉君 川島 金次君 人事委員 勝田田清一君 地方行政委員 大村 清一君 前田 種男君 法務委員 平澤 長吉君 労働委員 池田 勇人君 橋本 龍伍君 経済安定委員 大矢 省三君 予算委員 成田 知巳君 内閣運営委員 鈴木 義男君 国書館運営委員 佐々木盛雄君 一、去る十三日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 内閣委員 橋本 龍伍君 池田 勇人君 平澤 長吉君 鈴木 義男君 人事委員 稲村 順三君 地方行政委員 尾関 義一君 大矢 省三君 法務委員 高橋 英吉君 外務委員 佐々木盛雄君 労働委員 前田 種男君 経済安定委員 勝田田清一君 予算委員 川島 金次君 国書館運営委員 青木 孝義君 一、昨十四日法務委員会において、次の通り理事を補欠選任した。	理事 猪俣 浩三君(理事猪俣浩三君去る一日委員辞任につきその補欠) 一、昨十四日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。 地方行政委員 河野 金外君 法務委員 石井 繁九君 大蔵委員 宮腰 喜助君 高田 富之君 厚生委員 金子與重郎君 農林委員 大森 玉木君 吉川 久衛君 井上 良二君 通商産業委員 中西伊之助君 経済安定委員 竹山太郎君 一、昨十四日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。 地方行政委員 宮腰 喜助君 法務委員 井上 良二君 大蔵委員 河野 金外君 中西伊之助君 厚生委員 大森 玉木君 農林委員 金子與重郎君 竹山太郎君 石井 繁九君 通商産業委員 高田 富之君 経済安定委員 吉川 久衛君 一、去る十三日議員から提出した議案は次の通りである。 昭和二十六年度商業供出に関する決議案(井上良二君外百十八名提出) 本年度の台風災害対策に関する決議案(上林山榮吉君外三十名提出) 一、去る十三日内閣から提出した議案は次の通りである。 国家公務員等に対する退職手当の臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案	日本専売公社法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 物品税法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 一、去る十三日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。 保険業法の一部を改正する法律案 損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十三日参議院に送付した條約は次の通りである。 国際小麦協定への加入について承認を求めるの件 国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件 公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件 一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案 米田対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案 財産税法の一部を改正する法律案 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案 一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 一、昨十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号) 以上三件 法務委員会 付託 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(参議院送付) 糸師安定特別会計法案(内閣提出第四三三号) 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案	日本専売公社法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 物品税法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 一、去る十三日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。 保険業法の一部を改正する法律案 損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十三日参議院に送付した條約は次の通りである。 国際小麦協定への加入について承認を求めるの件 国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件 公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件 一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案 米田対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案 財産税法の一部を改正する法律案 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案 一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案 以上三件 大蔵委員会 付託	日本専売公社法の一部を改正する法律案 日本国有鉄道法の一部を改正する法律案 物品税法の一部を改正する法律案 中小企業信用保険法の一部を改正する法律案 一、去る十三日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。 保険業法の一部を改正する法律案 損害保険料率算出団体に関する法律の一部を改正する法律案 一、去る十三日参議院に送付した條約は次の通りである。 国際小麦協定への加入について承認を求めるの件 国際労働機関憲章の受諾について承認を求めるの件 公衆衛生国際事務局に関する議定書を受諾することについて承認を求めるの件 一、去る十三日参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。 行政機関職員定員法の一部を改正する法律案 一般会計の歳出の財源に充てるための資金運用部特別会計からする繰入金に関する法律案 米田対日援助物資等処理特別会計法の一部を改正する法律案 財産税法の一部を改正する法律案 農林漁業組合再建整備法の一部を改正する法律案 一、昨十四日内閣から提出した議案は次の通りである。 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案 以上三件 大蔵委員会 付託	糸師安定特別会計法案 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案 特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨十四日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案 一、昨十四日予備審査のため内閣から送附された次の議案を受領した。 裁判所職員臨時措置法案 公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による賞與該当者の指定の解除に関する法律案 一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。 特別職の職員に給與に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四五号) 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三九号) 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第四〇号) 裁判所職員定員法等の一部を改正する法律案(内閣提出第四二号) 以上三件 法務委員会 付託 国家公務員等の旅費に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第二四号)(参議院送付) 糸師安定特別会計法案(内閣提出第四三三号) 学校及び保育所の給食の用に供するミルク等の譲與並びにこれに伴う財政措置に関する法律案
---	---	---	--	--	--

政措置に関する法律案（内閣提出第四四号）

以上三件 大蔵委員会 付託

一、昨十四日予備審査のため内閣から添付された議案は次の委員会に付託された。

公職に関する就職禁止、退職等に関する勅令の規定による覚書該当者の指定の解除に関する法律案（内閣提出第四六号）（予）

内閣委員会 付託
裁判所職員臨時措置法案（内閣提出第四一号）（予）

法務委員会 付託
一、昨十四日議員から次の議案を撤回する旨の申出があつた。

ルース台風災害対策に関する決議案（床次徳二君外六十名提出）

ルース台風災害対策に関する決議案（上林山榮吉君外二百四十五名提出）

衆議院会議録第十一号中正誤

一六三頁二段五行目から七行目までは
削るべきの誤

衆議院会議録第十四号中正誤

頁 設 行 誤 正

三八 三 三 検 討 検 討

三三 一 末 二 一 万 一 万 又 一 万 一 万

二 五 二 五 二 五 二 五 二 五 二 五

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

五 八 五 八 五 八 五 八 五 八

昭和二十六年十一月十五日 衆議院会議録第十六号 議長の報告

昭和二十六年十一月十五日 衆議院會議録第十六号

三10

明治三十五年
三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部

十 円
(送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
電話 印刷 刷 行
振替東京一九〇〇〇〇官報課